

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月17日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 クワック・ソン・ギョン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い） キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2020年12月18日から2021年12月16日まで) キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い） 3,000億円を上限とします。 キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）

キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）

上記ファンドを総称して「キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース／Ｂコース」という場合、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。

なお、「キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）」を「Ａコース」、「Ａコース（米ドル売り円買い）」という場合、「キャピタル・ニューワールド・ファンドＢコース（為替ヘッジなし）」を「Ｂコース」、「Ｂコース（為替ヘッジなし）」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

各ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：各ファンド ３,０００億円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上１万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Ａコースは「ＮワールドＡ」、Ｂコースは「ＮワールドＢ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2020年12月18日から2021年12月16日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（９）【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・継続申込期間にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機

関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

各ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

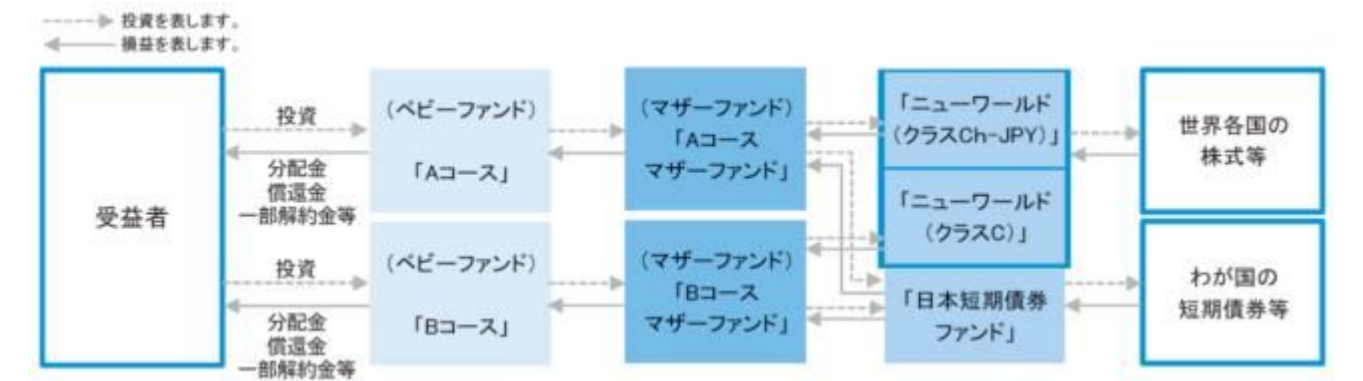
信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各ファンド3,000億円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 投資対象ファンド
 - ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）／（クラスC）」・・・世界各国の株式等に投資を行ないます。
 - 追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」・・・わが国の短期債券等に投資を行ないます。
 - 「Aコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）を高位に維持することを基本とします。
 - 「Bコース」の実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）を高位に維持することを基本とします。

投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



ファンドの名称は、略称で表示しております。ファンドの正式名称は、以下をご参照ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

正式名称	略称
キャピタル・ニューワールド・ファンド Aコース（米ドル売り円買い）	「Aコース」
キャピタル・ニューワールド・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	「Bコース」
キャピタル・ニューワールド・マザーファンド （米ドル売り円買い）	「Aコースマザーファンド」
キャピタル・ニューワールド・マザーファンド （為替ヘッジなし）	「Bコースマザーファンド」

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ） （クラスＣｈ－ＪＰＹ）	「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」
キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ） （クラスＣ）	「ニューワールド（クラスＣ）」
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	「日本短期債券ファンド」

- ２つのコースから選択できます。

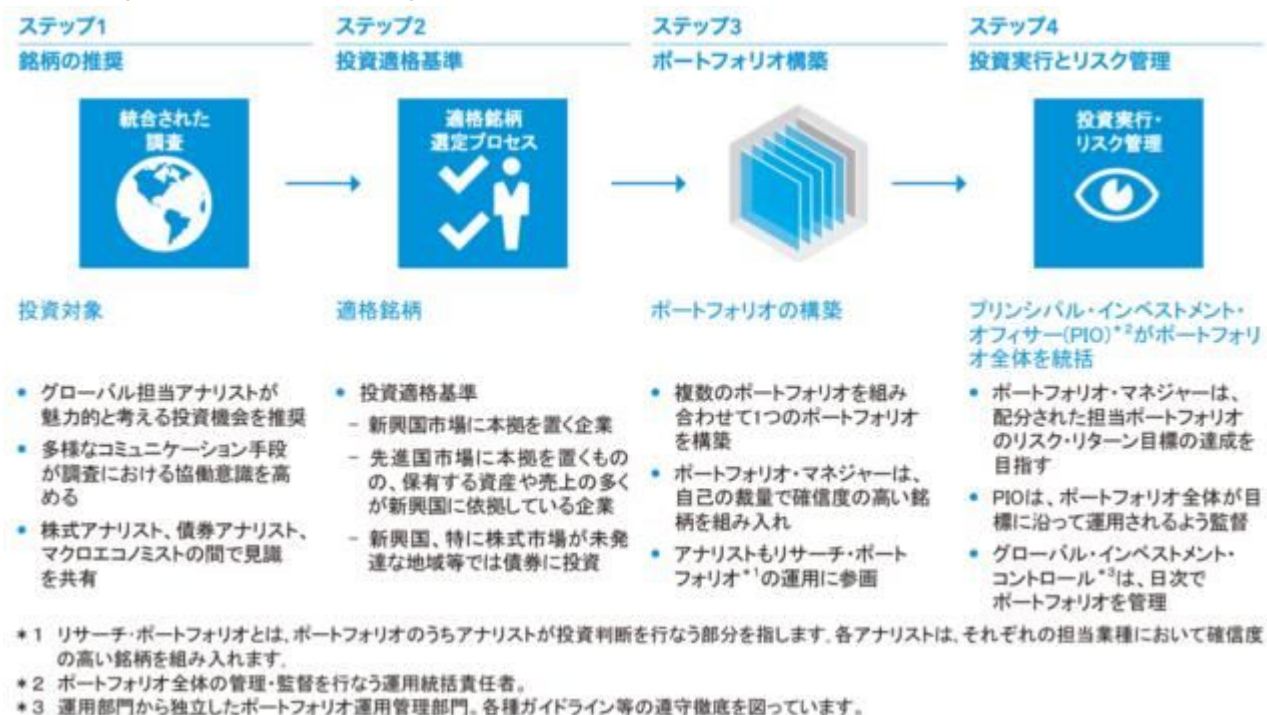
「Ａコース」	実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なう「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」に実質的に投資します。
「Ｂコース」	対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「ニューワールド（クラスＣ）」に実質的に投資します。

「Ａコース」「Ｂコース」間でスイッチングが可能です（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）。

<ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

- 新興国の成長をとらえる企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制（運用プロセスの概念図）



- 「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」は、米ドル売り円買い^{*}の為替取引を行ないません。また、「ニューワールド（クラスＣ）」は原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

^{*} 米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

商品分類

商品分類表

「Ａコース」「Ｂコース」の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

「Aコース」「Bコース」の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （日本を含む）		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本 北米		
債券	年4回	欧州	ファミリーファン ド	あり
一般		アジア		
公債	年6回 （隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （投資信託証券（株式））				
資産複合	その他			
資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、各ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。各ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

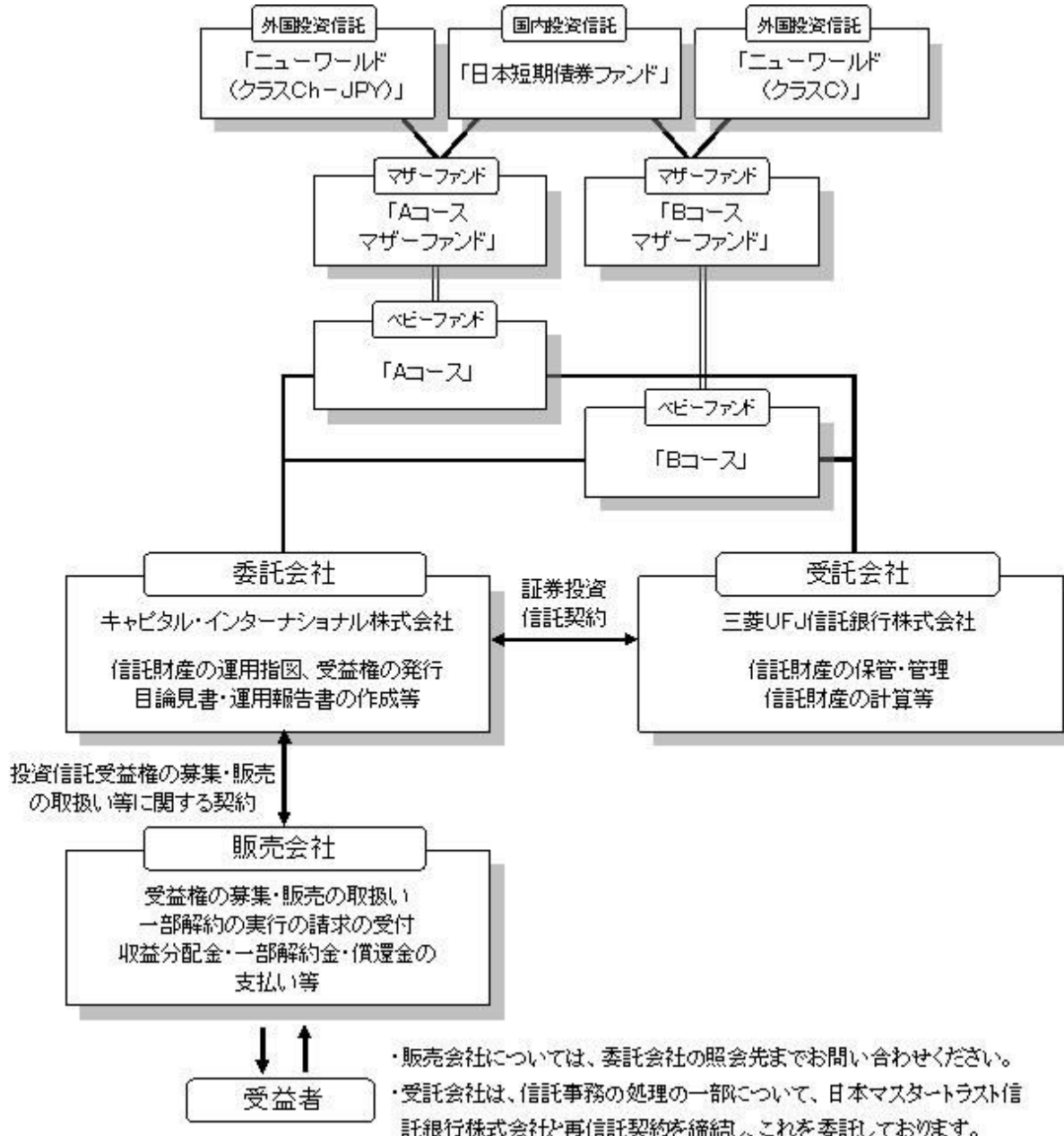
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2017年 6月27日 信託契約締結、各ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

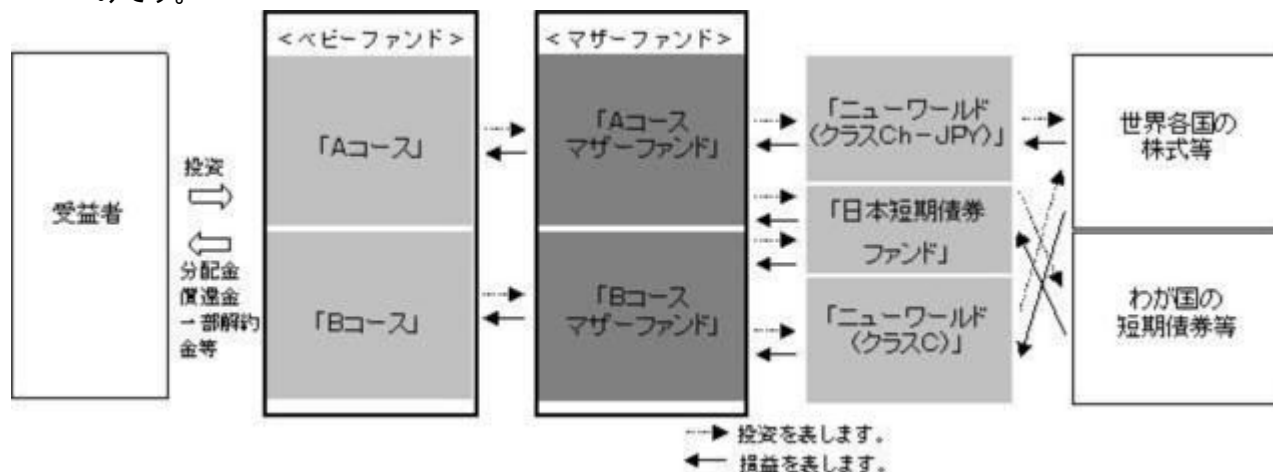
投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2020年12月17日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

「Aコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル・ニューワールド・ファンドF (米ドル売り円買い) 2017年10月17日設定
「Bコースマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	ありません。

委託会社の概況（2020年10月30日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- 資本金の額：4億5,000万円
- 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「Ａコース」の投資方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

「Ａコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

b) 投資態度

「Ａコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Ｂコース」の投資方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

「Ｂコースマザーファンド」を主要投資対象とします。

b) 投資態度

「Ｂコースマザーファンド」への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、当該マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

「Ａコース」の投資対象

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Ａコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「Ｂコース」の投資対象

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「Ｂコースマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。
 - １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
 - ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。
- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、

委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報 1> マザーファンドの投資方針等

「Aコースマザーファンド」の投資方針等

(1) 投資方針

主として投資信託証券（「ニューワールド（クラスC h - J P Y）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド（クラスC h - J P Y）」を高位に維持することを基本とします。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド（クラスC h - J P Y）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「Bコースマザーファンド」の投資方針等

(1) 投資方針

主として投資信託証券（「ニューワールド（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド（クラスC）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）／（クラスC）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2016年10月28日設定）
投資対象	世界各国の株式等を主要投資対象とします。
投資態度	・新興国に高い比重をおく企業の株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。 ・新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の35%以上とします。 上記の新興国とは、キャピタル・グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と判断する国です。 「ニューワールド（クラスCh-JPY）」 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 「ニューワールド（クラスC）」 ・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・デリバティブ取引を行なう場合があります。 ・ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合があります。
分配方針	原則、分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2020年10月30日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

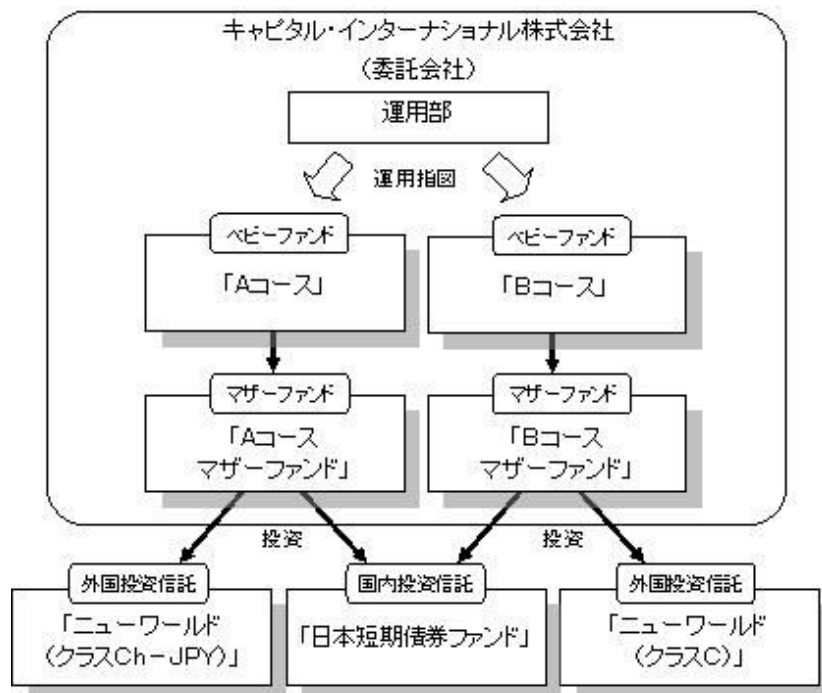
ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託 / 契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・NOMURA - BPI 短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 * NOMURA - BPI 短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対して年率0.13%（税抜） 配分（年率 / 税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

上記は、2020年10月30日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2020年10月30日現在）

運用部（3名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（6名）

（ ）は、各部において、各ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

< 参考情報 >

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1. 「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）／（クラスC）」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構

成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

２．「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

上記は2020年10月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

「Ａコース」「Ｂコース」の分配方針等

収益分配方針

毎年９月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

「Aコース」「Bコース」の投資制限等

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入（約款第20条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入（約款第27条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考情報 > 「Aコースマザーファンド」「Bコースマザーファンド」の投資制限等

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・信用リスク集中回避のための投資制限

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限等は、(2)投資対象「< 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

3【投資リスク】

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、各ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には元利金の支払遅延および債務不履行等となるリスクもあります。各ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適合格

付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債券の元利金の支払遅延および支払不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

- 為替変動リスク

「Aコース」が実質的に投資する「ニューワールド（クラスC h - J P Y）」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て資産については、為替変動の影響は低減されます（ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。）が、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。

「Bコース」が実質的に投資する「ニューワールド（クラスC）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

- 金利変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

- 信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

- デリバティブに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含みます。）等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

- 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

- カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

- スtockコネクトに関するリスク

各ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度（以下「Stockコネクト」ということがあります。）を通じて中国のA株に投資する場合があります。Stockコネクトを通じた投資には、取引や決済に関する特有の制限で、意図した取引ができない場合や取引に特有の費用が課される場合、関係市場の休業日の違いやStockコネクトにおける取引停止により、中国本土市場の急変や株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、各ファ

ンドの基準価額の下落要因となることがあります。

なお、ストックコネクトは近年創設のため、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行なわれる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

- 各ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

- 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の配当等収益および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。

投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ファミリーファンド方式に関する留意点

各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

- 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

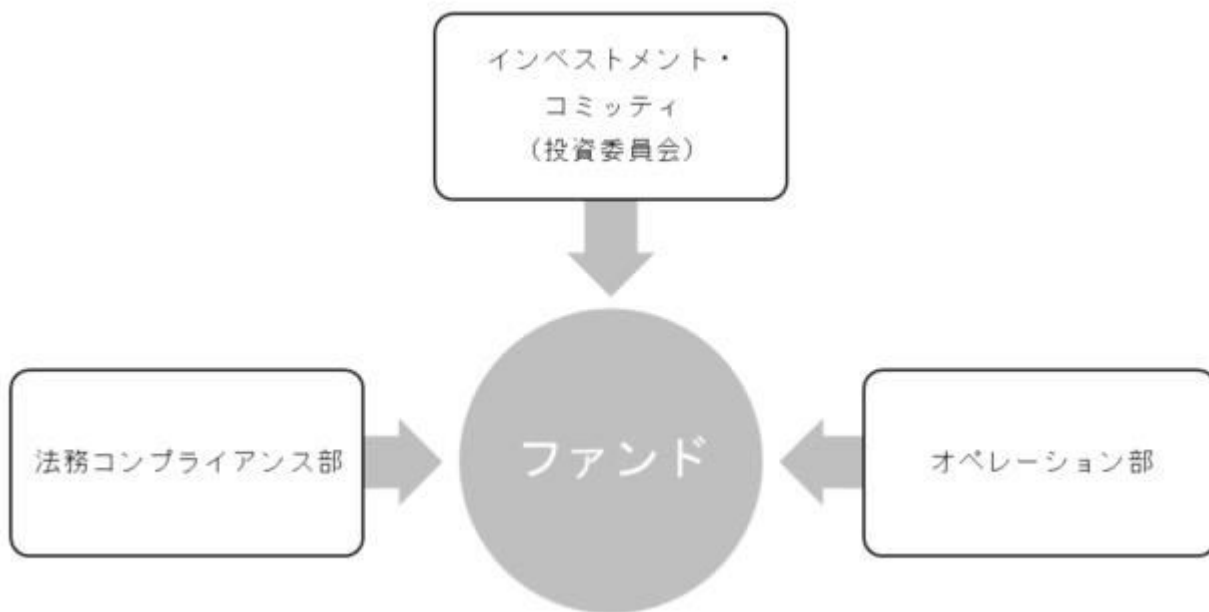
各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

< リスク管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



インベストメント・コミッティー (投資委員会)	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうことにより、管理徹底を図っています。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

< 参考情報 > 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

1. キャピタル・グループのリスク管理体制

(1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

< コンプライアンス >

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

２．三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

内部監査担当部署

同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

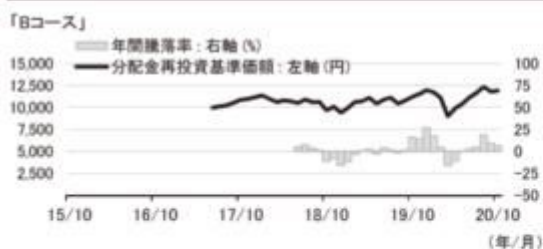
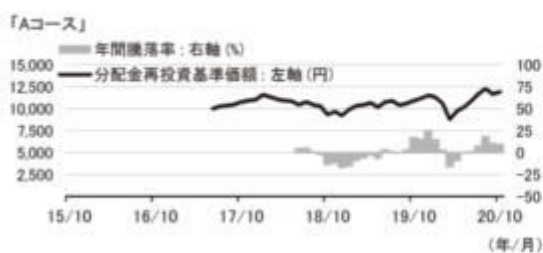
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

上記は2020年10月30日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

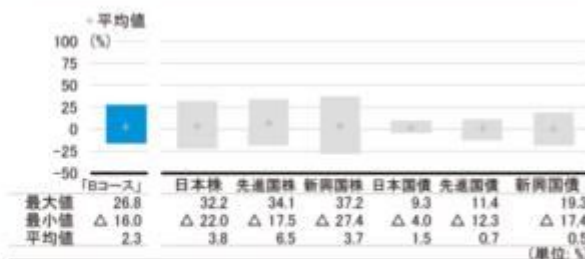
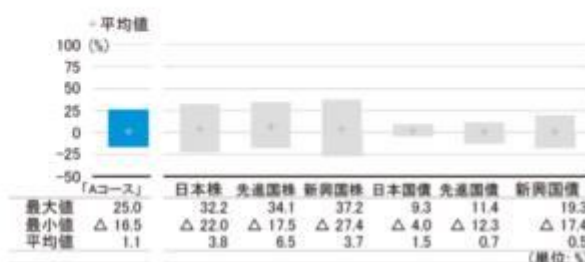


(注1) 年間騰落率は、2018年6月から2020年10月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

(注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2017年6月27日)を10,000として指数化しています。

(注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2015年11月から2020年10月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注3) ファンドの騰落率は、2018年6月から2020年10月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

＜各資産クラスの指数＞

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（株）東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（**3.3%（税抜3.00%）以内**）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

- ・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。
- ・各ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得に、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

- ・各ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して**年率1.727%（税抜1.57%）**の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日

および毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.80％	0.02％	0.75％

・マザーファンドに信託報酬はかかりません。

< 投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担 >

信託報酬 年率1.727％（税抜1.57％）

投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１） 年率0.00％

投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２） 年率0.007％程度

実質的な負担（＊３） **年率1.734％程度（税込）**

（＊１）「ニューワールド（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」「ニューワールド（クラスＣ）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（上限年率0.15％）が別途かかります。

（＊２）「日本短期債券ファンド」は、年率0.143％（税抜0.13％）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007％程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
- 2．信託財産に関する法定開示のための監査費用
- 3．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
- 4．投資対象ファンドにかかる費用
有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等
投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

上記４．に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

上記４．に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

各ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が各ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2020年10月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 配当控除制度

各ファンドは、配当控除制度は適用されません。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
------	-----

収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

- 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。
- 益金不算入制度

各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

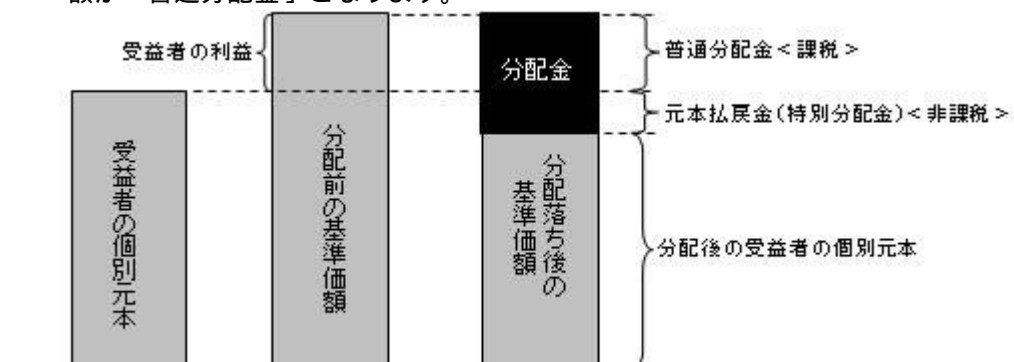
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

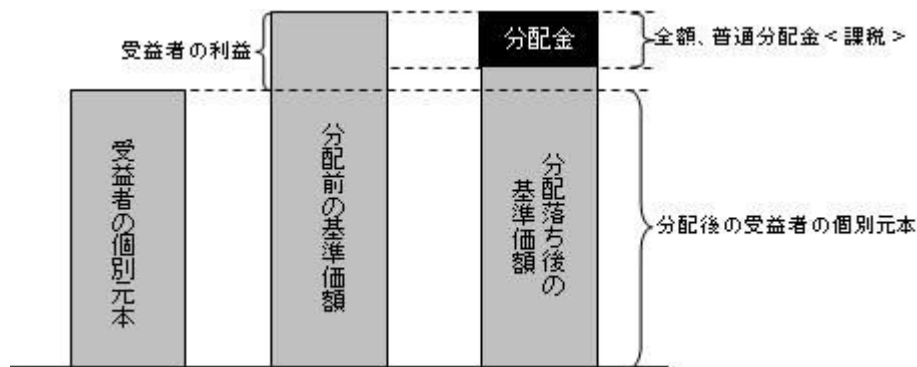
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

2020年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,737,293,753	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,623,119	0.09
合計(純資産総額)		1,735,670,634	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

2020年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,614,868,473	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,190,997	0.02
合計(純資産総額)		15,610,677,476	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2020年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,281,133	0.08
投資証券	ルクセンブルク	2,714,743,845	99.87

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,100,000	0.04
合計(純資産総額)		2,718,124,978	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2020年10月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	8,976,544	0.05
投資証券	ルクセンブルク	15,601,287,443	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,000,000	0.02
合計(純資産総額)		15,614,263,987	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

2020年10月30日

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	8,402,543,421	22.40
	中国	6,884,538,933	18.35
	インド	2,850,199,378	7.60
	ブラジル	2,740,259,186	7.30
	フランス	1,825,598,276	4.87
	日本	1,531,859,352	4.08
	香港	1,331,866,621	3.55
	台湾	927,609,865	2.47
	スイス	857,340,553	2.29
	ドイツ	799,407,077	2.13
	英国	729,958,928	1.95
	オランダ	689,114,447	1.84
	シンガポール	524,793,208	1.40
	南アフリカ	520,112,514	1.39
	ロシア	463,935,876	1.24
	韓国	311,257,220	0.83
	スウェーデン	296,292,262	0.79
	デンマーク	293,099,362	0.78
	カナダ	290,843,272	0.78
	メキシコ	261,406,646	0.70
	オーストラリア	193,518,678	0.52
	イタリア	171,052,904	0.46
	フィリピン	166,350,366	0.44
	スペイン	145,382,856	0.39
	ベルギー	135,174,453	0.36
	インドネシア	82,755,105	0.22
	ハンガリー	79,041,779	0.21
	ギリシャ	74,979,938	0.20

	イスラエル	66,537,633	0.18
	タイ	59,132,128	0.16
	アイルランド	49,873,111	0.13
	アルゼンチン	46,171,828	0.12
	ポーランド	42,352,479	0.11
	フィンランド	27,555,550	0.07
	パナマ	23,750,788	0.06
	ペルー	6,333,087	0.02
	ベトナム	2,407	0.00
債券	米国	106,298,570	0.28
	メキシコ	101,808,435	0.27
	ウクライナ	64,814,612	0.17
	ドミニカ	59,406,967	0.16
	アルゼンチン	53,047,198	0.14
	ロシア	51,613,500	0.14
	カタール	50,205,785	0.13
	ルーマニア	46,312,772	0.12
	トルコ	44,815,261	0.12
	アンゴラ	41,313,457	0.11
	パナマ	38,982,961	0.10
	インドネシア	38,681,955	0.10
	カザフスタン	35,915,793	0.10
	スリランカ	34,315,332	0.09
	コロンビア	32,904,772	0.09
	ホンジュラス	28,299,221	0.08
	エチオピア	27,459,400	0.07
	パキスタン	27,202,500	0.07
	インド	24,669,771	0.07
	中国	24,522,154	0.07
	カメルーン	22,000,608	0.06
	ケニア	21,894,141	0.06
	ルクセンブルク	21,825,194	0.06
	ヨルダン	21,598,350	0.06
	チュニジア	21,563,175	0.06
	ベラルーシ	20,757,600	0.06
	エジプト	19,919,554	0.05
	ガボン	19,831,029	0.05
	コスタリカ	17,603,366	0.05
	ペルー	16,426,483	0.04
	セルビア	13,965,262	0.04
	セネガル	13,933,608	0.04
	ベネズエラ	12,580,005	0.03
	ブラジル	5,661,311	0.02
	マレーシア	3,666,070	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）		2,427,415,587	6.47
純資産総額		37,515,233,251	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2020年7月22日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	131,458,000	7.67
特殊債券	日本	100,024,000	5.84
社債券	日本	1,401,411,000	81.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	80,622,929	4.71
合計(純資産総額)		1,713,515,929	100.01

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2020年7月22日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2020年10月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・ニューワールド・マ ザーファンド（米ドル売り円買 い）	1,372,920,621	1.2391	1,701,185,942	1.2654	1,737,293,753	100.09

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2020年10月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

2020年10月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・ニューワールド・マ ザーファンド（為替ヘッジなし）	12,319,422,859	1.2430	15,313,042,614	1.2675	15,614,868,473	100.02

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年10月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2020年10月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニュー ワールド・ファンド（LUX） （クラスCh-JPY）	1,712,772.142	1,552.1	2,658,393,641	1,585	2,714,743,845	99.87
2	日本	投資信託受 益証券	日本短期債券ファンド（適格機関 投資家限定）	2,166,730	1.0527	2,280,916	1.0528	2,281,133	0.08

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年10月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.08
投資証券	99.87
合計	99.95

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2020年10月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニュー ワールド・ファンド（LUX） （クラスC）	9,696,263.172	1,578.08	15,301,478,986	1,609	15,601,287,443	99.91
2	日本	投資信託受 益証券	日本短期債券ファンド（適格機関 投資家限定）	8,526,353	1.0527	8,975,691	1.0528	8,976,544	0.05

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年10月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.05
投資証券	99.91
合計	99.97

（参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2020年10月30日

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資 比率 （％）
1	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	コミュニケーション・サービス	111,415	605 香港ドル	909,582,969	2.42
2	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	42,003	204.72 米ドル	899,655,116	2.40
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	一般消費財・サービス	217,434	302.6 香港ドル	887,850,125	2.37
4	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	295,412	2026.9 インド・ルピー	845,344,564	2.25
5	MERCADOLIBRE INC	米国	一般消費財・サービス	5,601	1300.98 米ドル	762,380,297	2.03
6	KWEICHOW MOUTAI CO LTD A (SSE NORTH)	中国	生活必需品	25,872	1676 中国元	676,069,088	1.80
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾	情報技術	399,670	437 台湾ドル	638,750,071	1.70
8	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	インド	金融	278,083	1570.9 インド・ルピー	616,731,724	1.64
9	FACEBOOK INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	19,694	280.83 米ドル	578,645,932	1.54
10	SEA LTD CL A ADR	シンガポール	コミュニケーション・サービス	30,032	167.02 米ドル	524,793,208	1.40
11	PAGSEGURO DIGITAL LTD CL A	ブラジル	情報技術	120,431	37.37 米ドル	470,865,489	1.26
12	AIA GROUP LTD	香港	金融	454,637	75.6 香港ドル	463,799,049	1.24
13	STONECO LTD CL A	ブラジル	情報技術	74,499	55.52 米ドル	432,748,301	1.15
14	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	米国	ヘルスケア	8,760	471.88 米ドル	432,485,098	1.15
15	HDFC BANK LTD	インド	金融	257,514	1187.2 インド・ルピー	431,616,502	1.15

16	MASTERCARD INC CL A	米国	情報技術	13,715	293.18 米ドル	420,693,327	1.12
17	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	2,309	1567.24 米ドル	378,612,468	1.01
18	PAYPAL HOLDINGS INC	米国	情報技術	17,268	195.04 米ドル	352,371,844	0.94
19	ADOBE INC	米国	情報技術	7,195	461.11 米ドル	347,112,945	0.93
20	キーエンス	日本	情報技術	7,100	48650 日本円	345,415,000	0.92
21	ZAI LAB LTD ADR	中国	ヘルスケア	37,612	84.21 米ドル	331,379,445	0.88
22	BROADCOM INC	米国	情報技術	8,785	355.01 米ドル	326,300,563	0.87
23	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	一般消費財・サービス	5,900	403.8 ユーロ	290,999,397	0.78
24	CARL ZEISS MEDITEC AG (BEARER)	ドイツ	ヘルスケア	20,684	109.5 ユーロ	276,644,736	0.74
25	WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC	中国	ヘルスケア	90,014	220.6 香港ドル	267,953,139	0.71
26	SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD A (SSE NORTH)	中国	資本財・サービス	258,279	66.15 中国元	266,382,694	0.71
27	DELIVERY HERO SE	ドイツ	一般消費財・サービス	21,693	100.25 ユーロ	265,630,390	0.71
28	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	6,858	315 ユーロ	263,865,005	0.70
29	PETROLEO BRASILEIRO ON ADR (PETROBRAS)	ブラジル	エネルギー	370,246	6.69 米ドル	259,150,448	0.69
30	NETFLIX INC	米国	コミュニケーション・サービス	4,906	504.21 米ドル	258,806,077	0.69

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2020年7月22日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	
日本	第135回利付国債（5年）	0.1	2023/3/20	国債証券	20,000	100.664	20,132,800	1.17
日本	第138回利付国債（5年）	0.1	2023/12/20	国債証券	10,000	100.871	10,087,100	0.59

日本	第143回利付国債（5年）	0.1	2025/3/20	国債証券	30,000	101.075	30,322,500	1.77
日本	第342回利付国債（10年）	0.1	2026/3/20	国債証券	70,000	101.308	70,915,600	4.14
日本	第48回韓国産業銀行円貨債券（2018）	0.23	2021/9/3	特殊債券	100,000	100.024	100,024,000	5.84
日本	第6回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2020）	0.224	2023/2/13	社債券	100,000	99.397	99,397,000	5.80
日本	第17回シティグループ・インク 円貨社債（2005）	2.04	2020/9/16	社債券	100,000	100.257	100,257,000	5.85
日本	第8回ケーティー円貨社債（2018）	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	99.947	99,947,000	5.83
日本	第15回Zホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.35	2023/6/9	社債券	100,000	99.988	99,988,000	5.84
日本	第18回日立製作所（社債間限定同順位特約付）	0.06	2023/3/10	社債券	100,000	99.894	99,894,000	5.83
日本	第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債（一般担保付）	0.29	2024/8/2	社債券	100,000	98.959	98,959,000	5.78
日本	第28回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	100.718	100,718,000	5.88
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	100.598	100,598,000	5.87
日本	第19回みずほ銀行（劣後特約付）	1.67	2022/2/24	社債券	100,000	102.25	102,250,000	5.97
日本	第22回芙蓉総合リース（社債間限定同順位特約付）	0.04	2022/10/28	社債券	100,000	99.595	99,595,000	5.81
日本	第16回東京センチュリーリース（社債間限定同順位特約付）	0.2	2021/4/14	社債券	100,000	100.003	100,003,000	5.84
日本	第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	99.965	99,965,000	5.83
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.025	100,025,000	5.84
日本	第74回三菱UFJリース（社債間限定同順位特約付）	0.09	2023/1/23	社債券	100,000	99.815	99,815,000	5.83

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2020年7月22日）現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2017年 9月20日)	12,157,514,912	12,157,514,912	1.0629	1.0629
第2期 (2018年 9月20日)	10,691,885,740	10,691,885,740	1.0184	1.0184
第3期 (2019年 9月20日)	3,833,121,208	3,833,121,208	1.0700	1.0700

第4期	(2020年 9月23日)	1,860,254,571	1,860,254,571	1.1672	1.1672
	2019年10月末日	3,551,019,828	—	1.0894	—
	11月末日	3,335,053,345	—	1.1131	—
	12月末日	3,012,689,713	—	1.1505	—
	2020年 1月末日	2,763,076,035	—	1.1319	—
	2月末日	2,410,727,516	—	1.0628	—
	3月末日	1,913,793,784	—	0.8778	—
	4月末日	2,095,922,113	—	0.9718	—
	5月末日	2,151,276,211	—	1.0159	—
	6月末日	2,105,456,181	—	1.0861	—
	7月末日	2,025,344,114	—	1.1663	—
	8月末日	2,006,325,389	—	1.2267	—
	9月末日	1,836,281,828	—	1.1675	—
	10月末日	1,735,670,634	—	1.1898	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1期	(2017年 9月20日)	100,515,993,513	100,515,993,513	1.0613	1.0613
第2期	(2018年 9月20日)	86,902,937,284	86,902,937,284	1.0470	1.0470
第3期	(2019年 9月20日)	27,566,065,906	27,566,065,906	1.0902	1.0902
第4期	(2020年 9月23日)	16,102,888,856	16,102,888,856	1.1715	1.1715
	2019年10月末日	26,844,127,317	—	1.1222	—
	11月末日	25,860,073,922	—	1.1554	—
	12月末日	24,332,350,275	—	1.1961	—
	2020年 1月末日	22,724,238,646	—	1.1739	—
	2月末日	20,461,633,779	—	1.1128	—
	3月末日	16,250,274,101	—	0.9011	—
	4月末日	17,465,445,829	—	0.9894	—
	5月末日	17,876,832,817	—	1.0440	—
	6月末日	17,931,649,109	—	1.1162	—
	7月末日	17,267,670,505	—	1.1670	—
	8月末日	17,437,874,696	—	1.2369	—
	9月末日	16,056,660,296	—	1.1808	—
	10月末日	15,610,677,476	—	1.1924	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	0
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	0
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0

【収益率の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	6.3
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	4.2
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	5.1
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	9.1

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	6.1
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	1.3
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	4.1
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	7.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	11,469,660,920	31,852,697	11,437,808,223
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	3,563,413,858	4,502,910,063	10,498,312,018
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	19,059,674	6,934,958,838	3,582,412,854
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	8,838,291	1,997,455,031	1,593,796,114

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2017年 6月27日～2017年 9月20日	94,867,756,643	161,520,616	94,706,236,027
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	25,844,258,312	37,551,744,564	82,998,749,775
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	138,510,918	57,852,970,956	25,284,289,737
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	302,531,892	11,841,213,492	13,745,608,137

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

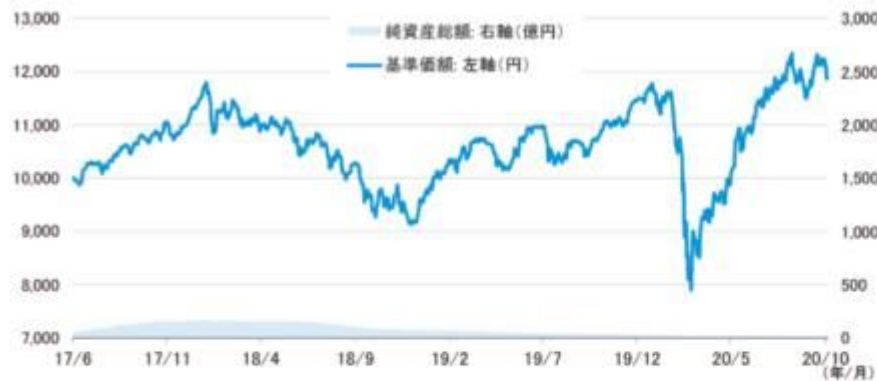
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2020年10月30日現在

基準価額・純資産の推移(設定～2020年10月30日)

「Aコース」

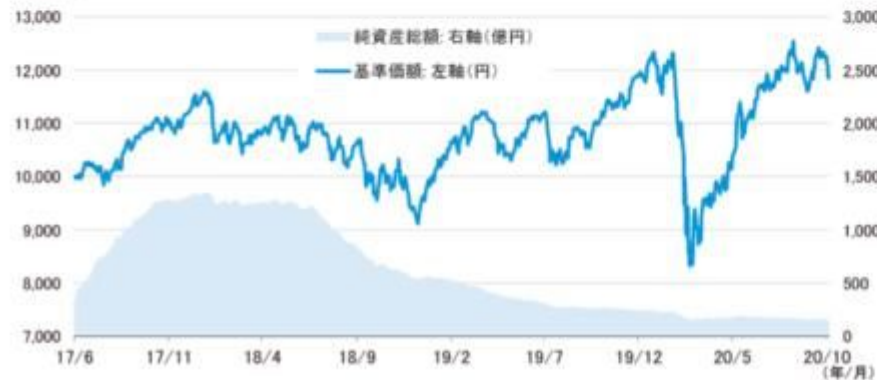


分配金の推移

第4期	2020年9月	0円
第3期	2019年9月	0円
第2期	2018年9月	0円
第1期	2017年9月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

「Bコース」



第4期	2020年9月	0円
第3期	2019年9月	0円
第2期	2018年9月	0円
第1期	2017年9月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2020年10月30日現在)

「Aコース」

<「Aコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューワールド(クラスC-JPY)」	99.87
2	「日本短期債券ファンド」	0.08

「Bコース」

<「Bコースマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューワールド(クラスC)」	99.91
2	「日本短期債券ファンド」	0.05

<各コースが実質的に投資するキャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2020年10月30日現在)

上位10銘柄

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	Alibaba Group	中国	一般消費財・サービス	2.49
2	Tencent	中国	コミュニケーション・サービス	2.42
3	Microsoft	米国	情報技術	2.40
4	Reliance Industries	インド	エネルギー	2.33
5	MercadoLibre	米国	一般消費財・サービス	2.03
6	Kweichow Moutai	中国	生活必需品	1.80
7	TSMC	台湾	情報技術	1.70
8	Kotak Mahindra Bank	インド	金融	1.64
9	Facebook	米国	コミュニケーション・サービス	1.54
10	SEA	シンガポール	コミュニケーション・サービス	1.40

※ キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(米ドル売り円買い)/(為替ヘッジなし)の主要投資対象であるルクセンブルグ籍円建外国投資信託

証券「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)」の資産状況です。業種についてはGICS分類に基づいています。

資産別構成比率	
資産の種類	投資比率(%)
株式	90.37
債券	3.16
現金・その他	6.47

国別構成比率	
国名	投資比率(%)
米国	22.68
中国	18.42
インド	7.66
ブラジル	7.32
フランス	4.87
その他国	32.58
現金・その他	6.47

通貨別構成比率	
通貨名	投資比率(%)
米ドル	37.02
香港ドル	13.17
ユーロ	10.46
インド・ルピー	7.32
中国元	5.69
その他通貨	19.87
現金・その他	6.47

年間収益率の推移



各ファンドにはベンチマークはありません。

各ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。

2017年は設定日（2017年6月27日）から年末までの、2020年は年初から10月末までの収益率を表示。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得の申込みは、販売会社で受付けます。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
 ホームページ capitalgroup.co.jp

（2）取得の申込みの受付は、申込不可日（＊1）を除く販売会社の営業日（＊2）に行なわれます。

（＊1）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊2）原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

- ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された各ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。
- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。
 - ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料がかかります。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です。
 - ・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。
 - ・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。
 - ・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。
 - ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

- (2) 換金の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。
 - （*1）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）

に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
- ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。

（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

（５）換金手数料は、かかりません。

（６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Ａコースは「ＮワールドＡ」、Ｂコースは「ＮワールドＢ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ capitalgroup.co.jp

運用報告書

委託会社は、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2017年6月27日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の のa.、 のa.、 のa.および のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年9月20日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する各ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を

解約し、信託を終了させます。

- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて各ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託約款を変更することまたは各ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、各ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に各ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、各ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受け

ません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。
ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

各ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行

なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4計算期間（2019年9月21日から2020年9月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	64,307,102	7,295,209
親投資信託受益証券	3,827,020,259	1,877,017,000
未収入金	15,200,000	-
流動資産合計	3,906,527,361	1,884,312,209
資産合計	3,906,527,361	1,884,312,209
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,720,853	5,552,020
未払受託者報酬	534,523	229,111
未払委託者報酬	41,425,143	17,755,850
未払利息	176	19
その他未払費用	725,458	520,638
流動負債合計	73,406,153	24,057,638
負債合計	73,406,153	24,057,638
純資産の部		
元本等		
元本	3,582,412,854	1,593,796,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	250,708,354	266,458,457
元本等合計	3,833,121,208	1,860,254,571
純資産合計	3,833,121,208	1,860,254,571
負債純資産合計	3,906,527,361	1,884,312,209

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	246,876,572	268,194,741
その他収益	850	-
営業収益合計	246,877,422	268,194,741
営業費用		
支払利息	39,998	12,159
受託者報酬	1,367,876	568,200
委託者報酬	106,010,170	44,035,075
その他費用	1,623,237	1,253,019
営業費用合計	109,041,281	45,868,453
営業利益又は営業損失（ ）	137,836,141	222,326,288
経常利益又は経常損失（ ）	137,836,141	222,326,288
当期純利益又は当期純損失（ ）	137,836,141	222,326,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	46,828,731	67,283,838
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	193,573,722	250,708,354
剰余金増加額又は欠損金減少額	172,538	408,319
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	172,538	408,319
剰余金減少額又は欠損金増加額	127,702,778	139,700,666
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	127,702,778	139,700,666
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	250,708,354	266,458,457

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとなっておりますが、第4期計算期間は信託約款の定めにより、2019年9月21日から2020年9月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	3,582,412,854口	1,593,796,114口
２．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0700円 (1万口当たり純資産額) (10,700円)	1口当たり純資産額 1.1672円 (1万口当たり純資産額) (11,672円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日			第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	16,000,615円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	155,040,211円
収益調整金額	C	97,598,074円	収益調整金額	C	43,507,588円
分配準備積立金額	D	137,109,665円	分配準備積立金額	D	67,910,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	250,708,354円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	266,458,457円
当ファンドの期末残存口数	F	3,582,412,854口	当ファンドの期末残存口数	F	1,593,796,114口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	699.81円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,671.83円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	244,387,587	191,170,643
合計	244,387,587	191,170,643

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
期首元本額	10,498,312,018円	3,582,412,854円
期中追加設定元本額	19,059,674円	8,838,291円
期中一部解約元本額	6,934,958,838円	1,997,455,031円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）	1,514,822,856	1,877,017,000	
合計		1,514,822,856	1,877,017,000	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	375,754,116	73,745,129
親投資信託受益証券	27,526,282,551	16,231,695,557
未収入金	149,000,000	-
流動資産合計	28,051,036,667	16,305,440,686
資産合計	28,051,036,667	16,305,440,686
負債の部		
流動負債		
未払解約金	178,328,232	48,135,822
未払受託者報酬	3,897,010	1,956,867
未払委託者報酬	302,018,279	151,656,580
未払利息	1,029	202
その他未払費用	726,211	802,359
流動負債合計	484,970,761	202,551,830
負債合計	484,970,761	202,551,830
純資産の部		
元本等		
元本	25,284,289,737	13,745,608,137
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,281,776,169	2,357,280,719
元本等合計	27,566,065,906	16,102,888,856
純資産合計	27,566,065,906	16,102,888,856
負債純資産合計	28,051,036,667	16,305,440,686

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,608,881,133	2,004,858,006
営業収益合計	1,608,881,133	2,004,858,006
営業費用		
支払利息	339,312	87,579
受託者報酬	10,507,114	4,613,324
委託者報酬	814,301,065	357,532,144
その他費用	1,632,306	1,583,587
営業費用合計	826,779,797	363,816,634
営業利益又は営業損失（ ）	782,101,336	1,641,041,372
経常利益又は経常損失（ ）	782,101,336	1,641,041,372
当期純利益又は当期純損失（ ）	782,101,336	1,641,041,372
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	310,726,416	533,455,463
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,904,187,509	2,281,776,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,364,594	40,606,850
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,364,594	40,606,850
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,720,603,686	1,072,688,209
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,720,603,686	1,072,688,209
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,281,776,169	2,357,280,719

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとなっておりますが、第4期計算期間は信託約款の定めにより、2019年9月21日から2020年9月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	25,284,289,737口	13,745,608,137口
２．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0902円 (1万口当たり純資産額) (10,902円)	1口当たり純資産額 1.1715円 (1万口当たり純資産額) (11,715円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日			第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	623,222,811円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,107,552,587円
収益調整金額	C	607,058,666円	収益調整金額	C	352,452,326円
分配準備積立金額	D	1,051,494,692円	分配準備積立金額	D	897,275,806円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,281,776,169円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,357,280,719円
当ファンドの期末残存口数	F	25,284,289,737口	当ファンドの期末残存口数	F	13,745,608,137口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	902.43円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,714.92円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 2019年9月20日現在	第4期 2020年9月23日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,517,368,723	1,428,598,144
合計	1,517,368,723	1,428,598,144

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2018年9月21日 至 2019年9月20日	第4期 自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
期首元本額	82,998,749,775円	25,284,289,737円
期中追加設定元本額	138,510,918円	302,531,892円
期中一部解約元本額	57,852,970,956円	11,841,213,492円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）	13,058,483,956	16,231,695,557	
合計		13,058,483,956	16,231,695,557	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

2020年9月23日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	21,900,100
投資信託受益証券	2,280,916
投資証券	2,846,400,948

2020年9月23日現在	
流動資産合計	2,870,581,964
資産合計	2,870,581,964
負債の部	
流動負債	
未払利息	60
流動負債合計	60
負債合計	60
純資産の部	
元本等	
元本	2,316,704,288
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	553,877,616
元本等合計	2,870,581,904
純資産合計	2,870,581,904
負債純資産合計	2,870,581,964

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2020年9月23日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,316,704,288口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2391円
	(1万口当たり純資産額) (12,391円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

項目	自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年9月23日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	6,067
投資証券	281,045,413
合計	281,039,346

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2020年9月23日現在
同計算期間の期首元本額	4,350,239,249円
同計算期間の追加設定元本額	203,210,740円
同計算期間の一部解約元本額	2,236,745,701円
計算日の元本額	2,316,704,288円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）	1,514,822,856円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF（米ドル売り円買い）	801,881,432円

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	2,166,730.00	2,280,916	
投資信託受益証券 合計		2,166,730.00	2,280,916	

投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド (L U X) (クラスCh-JPY)	1,834,021.23	2,846,400,948	
投資証券 合計		1,834,021.23	2,846,400,948	
合計		4,000,751.23	2,848,681,864	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

2020年9月23日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	181,000,500
投資信託受益証券	8,975,691
投資証券	16,042,290,121
流動資産合計	16,232,266,312
資産合計	16,232,266,312
負債の部	
流動負債	
未払利息	495
流動負債合計	495
負債合計	495
純資産の部	
元本等	
元本	13,058,483,956
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,173,781,861
元本等合計	16,232,265,817
純資産合計	16,232,265,817
負債純資産合計	16,232,266,312

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
--	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2020年9月23日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,058,483,956口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2430円 (1万口当たり純資産額) (12,430円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年9月21日 至 2020年9月23日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年9月23日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	23,874
投資証券	1,403,751,217
合計	1,403,727,343

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2020年9月23日現在
同計算期間の期首元本額	24,277,899,587円
同計算期間の追加設定元本額	4,376,741円
同計算期間の一部解約元本額	11,223,792,372円
計算日の元本額	13,058,483,956円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）	13,058,483,956円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	8,526,353.00	8,975,691	
投資信託受益証券 合計		8,526,353.00	8,975,691	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）	10,166,216.807	16,042,290,121	
投資証券 合計		10,166,216.807	16,042,290,121	
合計		18,692,569.807	16,051,265,812	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」、および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）」（ルクセンブルク籍外国投資法人（以下、当外国投資法人といいます。）の発行する外国投資証券）を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド（CIF）については、2019年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」および「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

投資明細表

Capital Group New World Fund (LUX)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing				
Bonds				
<i>Angola</i>				
Angola Government Bond, 144A 8% 26/11/2029	USD	285,000	304,870	0.08
			304,870	0.08
<i>Argentina</i>				
Argentina Government Bond 6.875% 11/01/2048	USD	380,000	183,230	0.05
Argentina Government Bond, STEP 3.75% 31/12/2038	USD	687,000	337,279	0.09
Argentina Government Bond 8.28% 31/12/2033	USD	46,758	28,907	0.01
Argentina Treasury Bill 0% 08/04/2020**	ARS	4,949,688	62,679	0.02
Argentina Treasury Bill 0% 28/04/2020**	ARS	5,648,250	86,583	0.02
YPF Energia Electrica SA, Reg. S 10% 25/07/2026	USD	150,000	130,894	0.03
			829,572	0.22
<i>Brazil</i>				
Petrobras Global Finance BV 8.75% 23/05/2026	USD	115,000	147,873	0.04
			147,873	0.04
<i>Cameroon</i>				
Cameroon Government Bond, Reg. S 9.5% 19/11/2025	USD	400,000	449,993	0.12
			449,993	0.12
<i>China</i>				
State Grid Overseas Investment 2016 Ltd., Reg. S 3.5% 04/05/2027	USD	305,000	319,427	0.08
			319,427	0.08
<i>Colombia</i>				
Colombia Government Bond 10.375% 28/01/2033	USD	200,000	323,500	0.08
			323,500	0.08
<i>Dominican Republic</i>				
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11% 06/11/2026	DOP	900,000	18,029	-
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11.375% 06/07/2029	DOP	1,500,000	30,412	0.01
Dominican Republic Government Bond, 144A 5.5% 27/01/2025	USD	310,000	334,544	0.09
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 5.5% 27/01/2025	USD	100,000	107,917	0.03
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 6.875% 29/01/2026	USD	100,000	114,411	0.03
Dominican Republic Government Bond, Reg. S 11.25% 05/02/2027	DOP	7,300,000	146,003	0.04
			751,316	0.20
<i>Egypt</i>				
Egypt Government Bond, 144A 8.15% 20/11/2059	USD	380,000	407,052	0.11
Egypt Government Bond 16% 11/06/2022	EGP	3,000,000	194,393	0.05

** Foreign currency is valued at its fair value under the direction of the Board of Directors of the Company.

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Egypt Government Bond, Reg. S 8.15% 20/11/2059	USD	200,000	214,238	0.05
			815,683	0.21
<i>Ethiopia</i>				
Ethiopia Government Bond, Reg. S 6.625% 11/12/2024	USD	260,000	281,394	0.07
			281,394	0.07
<i>Gabon</i>				
Gabon Government Bond, Reg. S 6.95% 16/06/2025	USD	200,000	211,194	0.05
			211,194	0.05
<i>Honduras</i>				
Honduras Government Bond, Reg. S 6.25% 19/01/2027	USD	240,000	262,583	0.07
			262,583	0.07
<i>Indonesia</i>				
Indonesia Government Bond, Reg. S 6.625% 17/02/2037	USD	375,000	509,859	0.13
Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III, Reg. S 4.55% 29/03/2026	USD	455,000	498,556	0.13
			1,008,415	0.26
<i>Iraq</i>				
Iraq Government Bond, Reg. S 6.752% 09/03/2023	USD	345,000	353,914	0.09
			353,914	0.09
<i>Jordan</i>				
Jordan Government Bond, 144A 5.75% 31/01/2027	USD	405,000	428,339	0.11
			428,339	0.11
<i>Kazakhstan</i>				
Kazakhstan Government Bond, Reg. S 5.125% 21/07/2025	USD	295,000	339,678	0.09
			339,678	0.09
<i>Kenya</i>				
Kenya Government Bond, Reg. S 8% 22/05/2032	USD	400,000	436,865	0.11
Kenya Government Bond, Reg. S 6.875% 24/06/2024	USD	200,000	216,982	0.06
			653,847	0.17
<i>Nigeria</i>				
Nigeria Government Bond, Reg. S 6.375% 12/07/2023	USD	275,000	294,564	0.08
			294,564	0.08
<i>Oman</i>				
Oman Government Bond, Reg. S 5.375% 08/03/2027	USD	596,000	615,489	0.16
			615,489	0.16
<i>Pakistan</i>				
Pakistan Government Bond, Reg. S 7.875% 31/03/2036	USD	160,000	165,768	0.04

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Pakistan Government Bond, Reg. S 8.25% 15/04/2024	USD	200,000	223,374	0.06
			389,142	0.10
<i>Panama</i>				
Panama Government Bond 3.875% 17/03/2028	USD	200,000	218,375	0.05
Panama Government Bond 8.125% 28/04/2034	USD	100,000	146,376	0.04
			364,751	0.09
<i>Peru</i>				
Peru Government Bond 6.55% 14/03/2037	USD	103,000	150,991	0.04
			150,991	0.04
<i>Qatar</i>				
Qatar Government Bond, 144A 4.5% 23/04/2028	USD	200,000	229,519	0.06
			229,519	0.06
<i>Romania</i>				
Romania Government Bond, 144A 5.125% 15/06/2048	USD	360,000	415,710	0.11
			415,710	0.11
<i>Russian Federation</i>				
Russian Federal Bond - OFZ 6.5% 28/02/2024	RUB	8,525,000	140,622	0.04
Russian Federal Bond - OFZ 7.95% 07/10/2026	RUB	3,000,000	53,205	0.01
Russian Federal Bond - OFZ 6.9% 23/05/2029	RUB	13,135,000	223,165	0.06
Russian Foreign Bond - Eurobond, Reg. S 5.25% 23/06/2047	USD	200,000	250,829	0.06
			667,821	0.17
<i>Senegal</i>				
Senegal Government Bond, 144A 4.75% 13/03/2028	EUR	115,000	136,398	0.04
			136,398	0.04
<i>Sri Lanka</i>				
Sri Lanka Government Bond, 144A 7.55% 28/03/2030	USD	200,000	198,951	0.05
Sri Lanka Government Bond, Reg. S 7.85% 14/03/2029	USD	200,000	203,459	0.05
			402,410	0.10
<i>Tunisia</i>				
Banque Centrale de Tunisie International Bond, Reg. S 5.625% 17/02/2024	EUR	150,000	167,738	0.04
			167,738	0.04
<i>Turkey</i>				
Turkey Government Bond 10.7% 17/02/2021	TRY	1,200,000	201,412	0.05
Turkey Government Bond 16.2% 14/06/2023	TRY	388,000	73,667	0.02
Turkey Government Bond 5.75% 11/05/2047	USD	400,000	355,442	0.09
Turkey Government Bond 11.875% 15/01/2030	USD	90,000	129,066	0.04
			759,587	0.20

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
<i>Ukraine</i>				
Ukraine Government Bond, Reg. S 6.75% 20/06/2026	EUR	100,000	126,234	0.03
Ukraine Government Bond, Reg. S 7.75% 01/09/2027	USD	210,000	230,493	0.06
Ukraine Government Bond, Reg. S 7.375% 25/09/2032	USD	200,000	213,843	0.06
			570,570	0.15
<i>Venezuela</i>				
Venezuela Government Bond, Reg. S 7% 01/12/2018§	USD	23,000	2,760	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 7.75% 13/10/2019§	USD	283,000	33,253	0.01
Venezuela Government Bond, Reg. S 6% 09/12/2020§	USD	213,000	25,560	0.01
Venezuela Government Bond, Reg. S 9% 07/05/2023§	USD	314,000	37,680	0.01
Venezuela Government Bond 9.25% 15/09/2027§	USD	62,000	7,440	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 12.75% 23/08/2022§	USD	30,000	3,600	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 8.25% 13/10/2024§	USD	107,000	12,840	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 7.65% 21/04/2025§	USD	46,000	5,520	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 11.75% 21/10/2026§	USD	23,000	2,760	–
Venezuela Government Bond, Reg. S 9.25% 07/05/2028§	USD	116,000	13,920	0.01
Venezuela Government Bond, Reg. S 11.95% 05/08/2031§	USD	39,000	4,680	–
			150,013	0.04
Total Bonds			12,796,301	3.32
<i>Equities</i>				
<i>Argentina</i>				
Globant SA	USD	2,100	222,705	0.06
Loma Negra Cia Industrial Argentina SA, ADR	USD	66,964	523,659	0.13
			746,364	0.19
<i>Australia</i>				
Atlassian Corp. plc 'A'	USD	688	82,794	0.02
CSL Ltd.	AUD	6,512	1,260,167	0.33
Fortescue Metals Group Ltd.	AUD	145,930	1,094,724	0.28
IDP Education Ltd.	AUD	17,404	209,701	0.06
Oil Search Ltd.	AUD	33,239	169,110	0.04
Treasury Wine Estates Ltd.	AUD	64,048	729,918	0.19
WiseTech Global Ltd.	AUD	14,526	238,225	0.06
			3,784,639	0.98

§ Security is currently in default.

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
<i>Belgium</i>				
Anheuser-Busch InBev SA/NV	EUR	3,594	293,122	0.08
Umicore SA	EUR	8,227	400,136	0.10
			693,258	0.18
<i>Brazil</i>				
Azul SA, ADR Preference	USD	12,956	554,517	0.14
Azul SA Preference	BRL	12,559	181,952	0.05
B3 SA - Brasil Bolsa Balcao	BRL	263,659	2,816,374	0.73
BB Seguridade Participacoes SA	BRL	12,672	118,760	0.03
BR Malls Participacoes SA	BRL	124,816	560,364	0.15
CCR SA	BRL	607,205	2,864,929	0.74
Equatorial Energia SA	BRL	134,674	762,975	0.20
Gerdau SA, ADR Preference	USD	328,594	1,610,111	0.42
Gol Linhas Aereas Inteligentes SA, ADR Preference	USD	8,159	147,433	0.04
Gol Linhas Aereas Inteligentes SA Preference	BRL	94,734	866,635	0.22
Hypera SA	BRL	104,932	930,972	0.24
Itau Unibanco Holding SA, ADR Preference	USD	114,313	1,045,964	0.27
Itau Unibanco Holding SA Preference	BRL	42,555	392,470	0.10
Lojas Americanas SA Rights 08/01/2020	BRL	359	667	–
Lojas Americanas SA Rights 08/01/2020	BRL	548	1,280	–
Lojas Americanas SA	BRL	37,244	182,392	0.05
Lojas Americanas SA Preference	BRL	66,322	427,176	0.11
Neoenergia SA	BRL	14,440	89,310	0.02
Notre Dame Intermedica Participacoes SA	BRL	85,971	1,458,603	0.38
Odontoprev SA	BRL	92,756	388,991	0.10
Pagseguro Digital Ltd. 'A'	USD	130,323	4,451,834	1.15
Petroleo Brasileiro SA, ADR Preference	USD	25,479	380,147	0.10
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	94,577	1,507,557	0.39
Petroleo Brasileiro SA Preference	BRL	49,267	369,622	0.10
Raia Drogasil SA	BRL	35,759	992,402	0.26
StoneCo Ltd. 'A'	USD	67,666	2,699,197	0.70
Ultrapar Participacoes SA	BRL	64,728	409,991	0.11
Vale SA, ADR	USD	144,032	1,901,222	0.49
Vale SA	BRL	146,828	1,945,443	0.50
XP, Inc. 'A'	USD	52,553	2,024,342	0.53
			32,083,632	8.32
<i>Canada</i>				
Barrick Gold Corp.	CAD	34,116	633,690	0.16
Barrick Gold Corp.	USD	11,775	218,897	0.06
Canada Goose Holdings, Inc.	USD	2,913	105,567	0.03
CCL Industries, Inc. 'B'	CAD	9,572	407,780	0.10
Fairfax Financial Holdings Ltd.	CAD	961	451,242	0.12
First Quantum Minerals Ltd.	CAD	186,281	1,889,277	0.49

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Turquoise Hill Resources Ltd.	USD	60,848	44,797	0.01
			3,751,250	0.97
<i>China</i>				
AAC Technologies Holdings, Inc.	HKD	13,000	113,445	0.03
Aier Eye Hospital Group Co. Ltd. 'A'	CNY	34,650	196,786	0.05
Alibaba Group Holding Ltd., ADR	USD	31,532	6,687,937	1.73
Alibaba Group Holding Ltd.	HKD	10,500	279,199	0.07
Baidu, Inc., ADR	USD	598	75,587	0.02
Bank of China Ltd. 'H'	HKD	210,415	89,920	0.02
Chengdu Hongqi Chain Co. Ltd. 'A'	CNY	72,000	78,039	0.02
China Construction Bank Corp. 'H'	HKD	876,000	756,578	0.20
China Gas Holdings Ltd.	HKD	616,567	2,310,455	0.60
China Oilfield Services Ltd. 'H'	HKD	204,000	319,916	0.08
China Overseas Land & Investment Ltd.	HKD	168,000	654,338	0.17
China Petroleum & Chemical Corp. 'H'	HKD	48,000	28,890	0.01
China Renaissance Holdings Ltd., Reg. S	HKD	60,164	117,513	0.03
China Resources Gas Group Ltd.	HKD	324,000	1,779,603	0.46
China Tower Corp. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	1,446,000	319,177	0.08
Chongqing Fuling Zhacai Group Co. Ltd. 'A'	CNY	39,295	150,790	0.04
CNOOC Ltd.	HKD	46,000	76,506	0.02
ENN Energy Holdings Ltd.	HKD	183,316	2,003,177	0.52
Foshan Haitian Flavouring & Food Co. Ltd. 'A'	CNY	22,700	350,356	0.09
Gree Electric Appliances, Inc. of Zhuhai 'A'	CNY	52,184	491,297	0.13
Guangzhou Baiyun International Airport Co. Ltd. 'A'	CNY	310,695	778,332	0.20
Hangzhou Hikvision Digital Technology Co. Ltd. 'A'	CNY	62,956	295,904	0.08
Hangzhou Tigermed Consulting Co. Ltd. 'A'	CNY	25,500	231,179	0.06
Huazhu Group Ltd., ADR	USD	8,071	323,405	0.08
HUYA, Inc., ADR	USD	16,133	289,587	0.08
Jiangsu Hengrui Medicine Co. Ltd. 'A'	CNY	74,934	941,502	0.24
Jonjee Hi-Tech Industrial And Commercial Holding Co. Ltd. 'A'	CNY	29,300	165,519	0.04
JOYY, Inc., ADR	USD	9,139	482,448	0.13
Kingdee International Software Group Co. Ltd.	HKD	739,702	739,484	0.19
Kweichow Moutai Co. Ltd. 'A'	CNY	16,123	2,738,204	0.71
Li Ning Co. Ltd.	HKD	45,000	134,845	0.04
Longfor Group Holdings Ltd., Reg. S	HKD	77,500	363,019	0.09
Meituan Dianping, Reg. S 'B'	HKD	100,548	1,314,867	0.34
Midea Group Co. Ltd. 'A'	CNY	99,791	834,493	0.22
People's Insurance Co. Group of China Ltd. (The) 'H'	HKD	1,821,000	757,163	0.20
Pharmaron Beijing Co. Ltd. 'A'	CNY	23,900	176,839	0.05
Pharmaron Beijing Co. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	52,700	294,194	0.08
PICC Property & Casualty Co. Ltd. 'H'	HKD	843,000	1,015,845	0.26
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. 'A'	CNY	12,000	147,224	0.04
Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. 'H'	HKD	148,967	1,760,695	0.46

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Shanghai International Airport Co. Ltd. 'A'	CNY	175,264	1,981,429	0.51
Tencent Holdings Ltd.	HKD	112,215	5,408,923	1.40
TravelSky Technology Ltd. 'H'	HKD	193,215	471,613	0.12
Trip.com Group Ltd., ADR	USD	14,173	475,362	0.12
WuXi AppTec Co. Ltd., Reg. S 'H'	HKD	74,520	924,292	0.24
Wuxi Biologics Cayman, Inc., Reg. S	HKD	29,000	367,138	0.10
Yunnan Baiyao Group Co. Ltd. 'A'	CNY	83,236	1,068,636	0.28
Zhongsheng Group Holdings Ltd.	HKD	210,000	859,695	0.22
			42,221,345	10.95
<i>Denmark</i>				
Carlsberg A/S 'B'	DKK	6,274	935,942	0.24
Chr Hansen Holding A/S	DKK	6,975	554,285	0.15
DSV PANALPINA A/S	DKK	8,601	991,293	0.26
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	13,421	778,947	0.20
			3,260,467	0.85
<i>Finland</i>				
Nokia OYJ	EUR	89,406	330,545	0.09
UPM-Kymmene OYJ	EUR	26,101	904,967	0.23
			1,235,512	0.32
<i>France</i>				
Air Liquide SA	EUR	2,790	394,948	0.10
Airbus SE	EUR	30,428	4,453,424	1.16
Arkema SA	EUR	5,221	554,601	0.14
BioMerieux	EUR	10,010	890,959	0.23
Danone SA	EUR	2,421	200,685	0.05
Edenred	EUR	11,343	586,551	0.15
EssilorLuxottica SA	EUR	13,449	2,048,644	0.53
Hermes International	EUR	2,031	1,517,719	0.39
JCDecaux SA	EUR	2,765	85,229	0.02
Kering SA	EUR	2,291	1,503,856	0.39
L'Oreal SA	EUR	729	215,878	0.06
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	6,732	3,127,742	0.81
Pernod Ricard SA	EUR	7,336	1,311,669	0.34
Peugeot SA	EUR	6,163	147,248	0.04
Safran SA	EUR	11,401	1,760,337	0.46
TOTAL SA	EUR	1,959	108,113	0.03
Ubisoft Entertainment SA	EUR	2,689	185,741	0.05
Valeo SA	EUR	2,305	81,211	0.02
			19,174,555	4.97
<i>Germany</i>				
adidas AG	EUR	2,716	882,886	0.23
BASF SE	EUR	3,657	276,274	0.07
Bayer AG	EUR	7,935	648,059	0.17

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Bayerische Motoren Werke AG	EUR	5,047	414,062	0.11
Carl Zeiss Meditec AG	EUR	14,904	1,900,816	0.49
Daimler AG	EUR	4,384	242,779	0.06
Delivery Hero SE, Reg. S	EUR	16,943	1,340,990	0.35
Evonik Industries AG	EUR	605	18,465	—
Henkel AG & Co. KGaA Preference	EUR	3,116	322,259	0.08
Knorr-Bremse AG	EUR	1,978	201,349	0.05
LANXESS AG	EUR	5,281	354,356	0.09
MTU Aero Engines AG	EUR	342	97,670	0.03
Rational AG	EUR	449	361,112	0.09
SAP SE	EUR	1,323	178,556	0.05
Volkswagen AG Preference	EUR	4,009	792,533	0.21
			8,032,166	2.08
<i>Greece</i>				
Alpha Bank AE	EUR	45,111	97,306	0.03
Eurobank Ergasias SA	EUR	74,119	76,488	0.02
JUMBO SA	EUR	49,129	1,022,253	0.26
			1,196,047	0.31
<i>Hong Kong</i>				
AIA Group Ltd.	HKD	465,837	4,890,144	1.27
BeiGene Ltd., ADR	USD	6,378	1,057,217	0.27
Budweiser Brewing Co. APAC Ltd., Reg. S	HKD	36,700	123,867	0.03
CK Asset Holdings Ltd.	HKD	130,863	944,656	0.25
ESR Cayman Ltd., Reg. S	HKD	807,400	1,823,626	0.47
Galaxy Entertainment Group Ltd.	HKD	195,592	1,440,779	0.37
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd.	HKD	11,510	373,706	0.10
Jardine Matheson Holdings Ltd.	USD	9,752	542,211	0.14
Melco Resorts & Entertainment Ltd., ADR	USD	47,729	1,153,610	0.30
Sands China Ltd.	HKD	122,000	652,092	0.17
Shangri-La Asia Ltd.	HKD	248,000	259,066	0.07
Sun Hung Kai Properties Ltd.	HKD	15,000	229,650	0.06
WH Group Ltd., Reg. S	HKD	351,500	363,125	0.09
Wynn Macau Ltd.	HKD	244,800	603,180	0.16
			14,456,929	3.75
<i>Hungary</i>				
Wizz Air Holdings plc, Reg. S	GBP	6,724	346,912	0.09
			346,912	0.09
<i>India</i>				
Adani Ports & Special Economic Zone Ltd.	INR	47,551	243,823	0.06
Bajaj Finance Ltd.	INR	29,398	1,744,136	0.45
Bharti Infratel Ltd.	INR	233,094	824,569	0.21
Eicher Motors Ltd.	INR	827	260,866	0.07
Embassy Office Parks REIT	INR	166,595	987,739	0.26

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Godrej Consumer Products Ltd.	INR	25,415	243,742	0.06
Havells India Ltd.	INR	59,708	541,343	0.14
HDFC Bank Ltd., ADR	USD	6,715	425,530	0.11
HDFC Bank Ltd.	INR	292,885	5,219,791	1.35
HDFC Life Insurance Co. Ltd., Reg. S	INR	87,833	770,374	0.20
Housing Development Finance Corp. Ltd.	INR	6,614	223,550	0.06
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	77,654	1,171,799	0.30
ICICI Bank Ltd.	INR	99,802	753,498	0.20
Indus Gas Ltd.	GBP	324,657	1,225,616	0.32
Indusind Bank Ltd.	INR	37,025	783,261	0.20
Kotak Mahindra Bank Ltd.	INR	287,528	6,784,958	1.76
MakeMyTrip Ltd.	USD	14,356	328,752	0.09
Maruti Suzuki India Ltd.	INR	2,676	276,252	0.07
Reliance Industries Ltd.	INR	382,871	8,121,335	2.11
Shree Cement Ltd.	INR	2,201	627,938	0.16
United Spirits Ltd.	INR	67,691	568,579	0.15
UPL Ltd.	INR	112,638	922,368	0.24
Vodafone Idea Ltd.	INR	3,526,789	303,871	0.08
			33,353,690	8.65
<i>Indonesia</i>				
Bank Central Asia Tbk. PT	IDR	1,079,800	2,599,843	0.67
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk. PT	IDR	534,900	169,534	0.04
Telekomunikasi Indonesia Persero Tbk. PT	IDR	494,300	141,356	0.04
United Tractors Tbk. PT	IDR	49,200	76,285	0.02
			2,987,018	0.77
<i>Israel</i>				
Teva Pharmaceutical Industries Ltd., ADR	USD	38,021	372,606	0.10
			372,606	0.10
<i>Italy</i>				
Enel SpA	EUR	52,676	417,861	0.11
Ferrari NV	EUR	2,161	358,509	0.09
UniCredit SpA	EUR	109,793	1,603,475	0.42
			2,379,845	0.62
<i>Japan</i>				
Asahi Group Holdings Ltd.	JPY	2,800	128,410	0.03
Asahi Intecc Co. Ltd.	JPY	55,400	1,631,586	0.42
Asahi Kasei Corp.	JPY	10,200	115,842	0.03
Daikin Industries Ltd.	JPY	3,500	497,676	0.13
Fast Retailing Co. Ltd.	JPY	1,700	1,016,980	0.26
Hamamatsu Photonics KK	JPY	3,300	136,519	0.04
Hoya Corp.	JPY	5,200	500,115	0.13
Inpex Corp.	JPY	67,600	707,077	0.18
Japan Tobacco, Inc.	JPY	18,900	423,121	0.11

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Kansai Paint Co. Ltd.	JPY	45,731	1,126,703	0.29
Keyence Corp.	JPY	9,800	3,471,557	0.90
Kirin Holdings Co. Ltd.	JPY	51,014	1,122,116	0.29
Lion Corp.	JPY	9,200	179,927	0.05
Nidec Corp.	JPY	12,400	1,712,411	0.44
Ryohin Keikaku Co. Ltd.	JPY	45,417	1,068,389	0.28
Shin-Etsu Chemical Co. Ltd.	JPY	4,375	485,597	0.13
Shionogi & Co. Ltd.	JPY	20,800	1,295,418	0.34
Shiseido Co. Ltd.	JPY	1,800	128,918	0.03
SMC Corp.	JPY	2,289	1,059,443	0.27
SoftBank Group Corp.	JPY	4,600	201,349	0.05
Sony Corp.	JPY	18,500	1,260,121	0.33
Suzuki Motor Corp.	JPY	10,700	449,744	0.12
Tokyo Electron Ltd.	JPY	3,737	822,859	0.21
Topcon Corp.	JPY	6,180	80,936	0.02
Unicharm Corp.	JPY	11,900	405,228	0.11
Z Holdings Corp.	JPY	47,000	199,411	0.05
			20,227,453	5.24
<i>Mexico</i>				
America Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	99,084	1,585,344	0.41
America Movil SAB de CV	MXN	34,576	27,613	0.01
Coca-Cola Femsa SAB de CV	MXN	25,962	157,742	0.04
Fomento Economico Mexicano SAB de CV	MXN	20,787	196,431	0.05
Genomma Lab Internacional SAB de CV 'B'	MXN	190,328	188,340	0.05
Kimberly-Clark de Mexico SAB de CV 'A'	MXN	103,686	205,645	0.05
Wal-Mart de Mexico SAB de CV, ADR 'V'	USD	2,994	85,598	0.02
Wal-Mart de Mexico SAB de CV	MXN	121,084	346,778	0.09
			2,793,491	0.72
<i>Netherlands</i>				
Akzo Nobel NV	EUR	4,088	415,631	0.11
ASML Holding NV	EUR	10,675	3,157,583	0.82
Koninklijke DSM NV	EUR	5,039	656,226	0.17
Koninklijke Philips NV	EUR	26,996	1,317,847	0.34
Prosus NV	EUR	10,036	748,953	0.19
Unilever NV	EUR	8,625	495,633	0.13
			6,791,873	1.76
<i>Norway</i>				
Yara International ASA	NOK	8,970	373,133	0.10
			373,133	0.10
<i>Philippines</i>				
Ayala Corp.	PHP	4,222	65,483	0.02
Ayala Land, Inc.	PHP	768,600	690,518	0.18
Bank of the Philippine Islands	PHP	44,020	76,402	0.02

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Emperador, Inc.	PHP	1,727,300	245,904	0.06
International Container Terminal Services, Inc.	PHP	475,080	1,206,344	0.31
			2,284,651	0.59
<i>Portugal</i>				
Galp Energia SGPS SA	EUR	40,559	677,876	0.18
			677,876	0.18
<i>Russian Federation</i>				
Aeroflot PJSC	USD	76,792	128,056	0.03
Alrosa PJSC	USD	205,447	279,110	0.07
Gazprom PJSC, ADR	USD	85,248	701,421	0.18
Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC	USD	57,145	99,206	0.02
Novatek PJSC, Reg. S, GDR	USD	1,652	335,356	0.09
Rosneft Oil Co. PJSC, Reg. S, GDR	USD	127,503	919,042	0.24
Sberbank of Russia PJSC, ADR	USD	165,955	2,728,300	0.71
TCS Group Holding plc, Reg. S, GDR	USD	10,233	220,009	0.06
Yandex NV 'A'	USD	38,697	1,682,933	0.44
			7,093,433	1.84
<i>Singapore</i>				
Sea Ltd., ADR	USD	31,715	1,275,577	0.33
			1,275,577	0.33
<i>South Africa</i>				
AngloGold Ashanti Ltd., ADR	USD	5,808	129,750	0.04
AngloGold Ashanti Ltd.	ZAR	3,987	90,096	0.02
Bid Corp. Ltd.	ZAR	17,672	416,641	0.11
Capitec Bank Holdings Ltd.	ZAR	20,580	2,124,974	0.55
Discovery Ltd.	ZAR	103,784	893,864	0.23
Naspers Ltd. 'N'	ZAR	13,018	2,129,195	0.55
Remgro Ltd.	ZAR	3,039	42,311	0.01
Shoprite Holdings Ltd.	ZAR	26,367	237,051	0.06
			6,063,882	1.57
<i>South Korea</i>				
Hugel, Inc.	KRW	1,851	636,554	0.17
Hyundai Motor Co.	KRW	4,821	502,340	0.13
Samsung Electronics Co. Ltd. Preference	KRW	4,868	191,108	0.05
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	40,967	1,976,703	0.51
			3,306,705	0.86
<i>Spain</i>				
Amadeus IT Group SA 'A'	EUR	16,881	1,378,498	0.36
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	87,201	487,404	0.13
Grifols SA, ADR Preference	USD	3,650	85,008	0.02
Grifols SA Preference 'B'	EUR	26,212	611,562	0.16
Industria de Diseno Textil SA	EUR	17,692	624,129	0.16
			3,186,601	0.83

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
<i>Sweden</i>				
AAK AB	SEK	23,810	452,490	0.12
Epiroc AB 'B'	SEK	20,431	242,236	0.06
Evolution Gaming Group AB, Reg. S	SEK	7,639	229,993	0.06
Hexagon AB 'B'	SEK	4,499	252,177	0.06
			1,176,896	0.30
<i>Switzerland</i>				
Alcon, Inc.	CHF	6,926	392,173	0.10
DKSH Holding AG	CHF	1,509	82,170	0.02
Givaudan SA	CHF	126	394,612	0.10
LafargeHolcim Ltd.	CHF	8,964	497,382	0.13
Logitech International SA	CHF	5,798	274,563	0.07
Nestle SA	CHF	24,588	2,662,049	0.69
Novartis AG	CHF	10,828	1,028,201	0.27
SIG Combibloc Group AG	CHF	17,260	275,718	0.07
Sika AG	CHF	7,773	1,460,550	0.38
Straumann Holding AG	CHF	1,123	1,102,810	0.29
Temenos AG	CHF	1,663	263,248	0.07
			8,433,476	2.19
<i>Taiwan</i>				
Largan Precision Co. Ltd.	TWD	8,020	1,337,692	0.35
Silergy Corp.	TWD	22,000	697,201	0.18
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	648,670	7,162,484	1.86
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	USD	12,183	707,832	0.18
			9,905,209	2.57
<i>Thailand</i>				
CP ALL PCL	THB	97,000	233,969	0.06
Intouch Holdings PCL 'F'	THB	86,300	164,944	0.04
Kasikornbank PCL	THB	40,000	201,644	0.05
Thai Beverage PCL	SGD	289,900	191,837	0.05
			792,394	0.20
<i>Turkey</i>				
Akbank T.A.S.	TRY	160,224	218,426	0.06
KOC Holding A/S	TRY	148,618	507,635	0.13
Turkiye Garanti Bankasi A/S	TRY	293,298	549,225	0.14
			1,275,286	0.33
<i>United Arab Emirates</i>				
DP World plc	USD	18,610	243,791	0.06
			243,791	0.06
<i>United Kingdom</i>				
Associated British Foods plc	GBP	8,172	281,224	0.07
AstraZeneca plc	GBP	25,723	2,591,909	0.67
BHP Group plc	GBP	21,708	510,908	0.13

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
BP plc	GBP	48,453	302,677	0.08
British American Tobacco plc	GBP	14,181	607,010	0.16
Diageo plc	GBP	5,155	218,540	0.06
Energean Oil & Gas plc	GBP	57,401	707,110	0.18
Experian plc	GBP	8,561	289,394	0.08
Gulf Keystone Petroleum Ltd.	GBP	90,354	254,326	0.07
Halma plc	GBP	16,096	451,147	0.12
InterContinental Hotels Group plc	GBP	2,796	192,883	0.05
Johnson Matthey plc	GBP	8,300	329,386	0.09
Network International Holdings plc, Reg. S	GBP	40,255	341,793	0.09
NMC Health plc	GBP	18,716	438,061	0.11
Prudential plc	GBP	6,445	123,702	0.03
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	11,089	900,258	0.23
Rio Tinto plc	GBP	10,948	653,012	0.17
Royal Dutch Shell plc, ADR 'B'	USD	3,096	185,667	0.05
Royal Dutch Shell plc 'A'	GBP	5,832	172,655	0.05
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	51,957	1,541,274	0.40
Spirax-Sarco Engineering plc	GBP	2,761	325,127	0.08
Standard Chartered plc	HKD	5,800	53,964	0.01
Standard Chartered plc	GBP	9,198	86,796	0.02
Vivo Energy plc, Reg. S	GBP	185,856	304,284	0.08
Vodafone Group plc	GBP	495,728	963,687	0.25
			12,826,794	3.33
<i>United States of America</i>				
Abbott Laboratories	USD	20,010	1,738,069	0.45
Accenture plc 'A'	USD	4,869	1,025,265	0.27
Activision Blizzard, Inc.	USD	29,732	1,766,675	0.46
Adobe, Inc.	USD	7,826	2,581,093	0.67
Advanced Micro Devices, Inc.	USD	2,567	117,723	0.03
AES Corp.	USD	39,172	779,523	0.20
Air Products & Chemicals, Inc.	USD	1,024	240,630	0.06
Alcoa Corp.	USD	8,684	186,793	0.05
Align Technology, Inc.	USD	969	270,390	0.07
Alphabet, Inc. 'A'	USD	1,026	1,374,214	0.36
Alphabet, Inc. 'C'	USD	3,503	4,683,581	1.22
Amcor plc, CDI	AUD	15,561	170,023	0.04
American Tower Corp., REIT	USD	4,697	1,079,464	0.28
Amphenol Corp. 'A'	USD	3,757	406,620	0.11
Apple, Inc.	USD	893	262,229	0.07
Autodesk, Inc.	USD	3,743	686,691	0.18
Baker Hughes Co.	USD	10,538	270,089	0.07
BioMarin Pharmaceutical, Inc.	USD	18,340	1,550,647	0.40
Boeing Co. (The)	USD	2,777	904,635	0.24

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Booking Holdings, Inc.	USD	490	1,006,328	0.26
Boston Scientific Corp.	USD	12,722	575,289	0.15
Broadcom, Inc.	USD	9,550	3,017,991	0.78
Celanese Corp.	USD	3,152	388,074	0.10
Chevron Corp.	USD	1,654	199,323	0.05
Chubb Ltd.	USD	545	84,835	0.02
Coca-Cola Co. (The)	USD	25,132	1,391,056	0.36
Cree, Inc.	USD	16,467	759,952	0.20
Cummins, Inc.	USD	2,321	415,366	0.11
Danaher Corp.	USD	2,729	418,847	0.11
Deere & Co.	USD	1,833	317,586	0.08
Domino's Pizza, Inc.	USD	1,302	382,502	0.10
Dow, Inc.	USD	2,384	130,476	0.03
Elastic NV	USD	1,790	115,097	0.03
Electronic Arts, Inc.	USD	1,893	203,516	0.05
EPAM Systems, Inc.	USD	3,611	766,110	0.20
Estee Lauder Cos., Inc. (The) 'A'	USD	690	142,513	0.04
Exxon Mobil Corp.	USD	2,604	181,707	0.05
Facebook, Inc. 'A'	USD	23,335	4,789,509	1.24
FleetCor Technologies, Inc.	USD	1,196	344,113	0.09
Fortive Corp.	USD	6,695	511,431	0.13
Freeport-McMoRan, Inc. 'B'	USD	115,216	1,511,634	0.39
General Motors Co.	USD	21,381	782,545	0.20
Halliburton Co.	USD	14,330	350,655	0.09
Herbalife Nutrition Ltd.	USD	4,746	226,242	0.06
Illumina, Inc.	USD	4,065	1,348,523	0.35
Inphi Corp.	USD	4,588	339,604	0.09
Intel Corp.	USD	3,195	191,221	0.05
International Flavors & Fragrances, Inc.	USD	3,116	402,026	0.10
Linde plc	USD	2,713	577,598	0.15
Marriott International, Inc. 'A'	USD	16,111	2,439,689	0.63
Mastercard, Inc. 'A'	USD	18,718	5,589,008	1.45
Medtronic plc	USD	4,394	498,499	0.13
MercadoLibre, Inc.	USD	6,834	3,908,638	1.01
Merck & Co., Inc.	USD	2,551	232,013	0.06
Micron Technology, Inc.	USD	9,302	500,262	0.13
Microsoft Corp.	USD	49,545	7,813,246	2.03
Mondelez International, Inc. 'A'	USD	9,183	505,800	0.13
Moody's Corp.	USD	3,621	859,662	0.22
Netflix, Inc.	USD	2,347	759,419	0.20
NIKE, Inc. 'B'	USD	7,826	792,852	0.21
Noble Energy, Inc.	USD	20,867	518,336	0.13
ON Semiconductor Corp.	USD	8,933	217,786	0.06
PayPal Holdings, Inc.	USD	19,328	2,090,710	0.54

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
PerkinElmer, Inc.	USD	8,706	845,353	0.22
Pfizer, Inc.	USD	12,841	503,110	0.13
QUALCOMM, Inc.	USD	7,263	640,814	0.17
S&P Global, Inc.	USD	2,207	602,621	0.16
Sabre Corp.	USD	5,629	126,315	0.03
Samsonite International SA	HKD	99,986	239,947	0.06
Schlumberger Ltd.	USD	13,524	543,665	0.14
TE Connectivity Ltd.	USD	854	81,847	0.02
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	8,187	2,659,711	0.69
TransDigm Group, Inc.	USD	1,587	888,720	0.23
Trimble, Inc.	USD	8,976	374,209	0.10
Visa, Inc. 'A'	USD	13,634	2,561,829	0.66
Wynn Resorts Ltd.	USD	2,042	283,572	0.07
Yum! Brands, Inc.	USD	5,374	541,323	0.14
Zoetis, Inc.	USD	2,634	348,610	0.09
			79,933,589	20.73
<i>Viet Nam</i>				
Masan Group Corp.	VND	58,770	143,295	0.04
Vinhomes JSC, Reg. S	VND	7	26	-
			143,321	0.04
Total Equities			338,881,666	87.87
Total Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing			351,677,967	91.19
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market				
Bonds				
<i>Luxembourg</i>				
CSN Resources SA, Reg. S 7.625% 13/02/2023	USD	200,000	213,619	0.05
			213,619	0.05
<i>Malaysia</i>				
Malaysia Government Bond 4.893% 08/06/2038	MYR	1,090,000	303,708	0.08
			303,708	0.08
<i>Nigeria</i>				
Nigeria OMO Bill 0% 09/01/2020	NGN	93,200,000	257,569	0.07
			257,569	0.07
Total Bonds			774,896	0.20
Total Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market			774,896	0.20

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Other transferable securities and money market instruments				
Bonds				
<i>Argentina</i>				
Argentina Government Bond, FRN 5.83% 31/12/2033**	ARS	230,000	26,731	–
Argentina Treasury BONCER 2.5% 22/07/2021**	ARS	1,180,000	27,395	0.01
			54,126	0.01
Total Bonds			54,126	0.01
Equities				
<i>India</i>				
Axis Bank Ltd.*	INR	105,385	1,046,575	0.27
			1,046,575	0.27
<i>Viet Nam</i>				
Vietnam Technological & Commercial Joint Stock Bank*	VND	266,222	283,196	0.08
			283,196	0.08
Total Equities			1,329,771	0.35
Warrants				
<i>China</i>				
Aier Eye Hospital Group Co., Ltd. 08/01/2021*	USD	87,320	495,916	0.13
WuXi AppTec Co., Ltd. 20/05/2020*	USD	107,520	1,421,931	0.37
			1,917,847	0.50
Total Warrants			1,917,847	0.50
Total Other transferable securities and money market instruments			3,301,744	0.86
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
<i>Luxembourg</i>				
JPMorgan USD Treasury CNAV Fund - JPM USD Treasury CNAV Institutional (dist.)	USD	17,590,502	17,590,502	4.56
			17,590,502	4.56
Total Collective Investment Schemes - UCITS			17,590,502	4.56
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			17,590,502	4.56
Total Investments			373,345,109	96.81
Cash			12,205,406	3.17
Other assets/(liabilities)			77,854	0.02
Total net assets			385,628,369	100.00

* Security is valued at its fair value under the direction of the Board of Directors of the Company.

** Foreign currency is valued at its fair value under the direction of the Board of Directors of the Company.

Capital Group New World Fund (LUX) (continued)

As at 31 December 2019

Forward Currency Exchange Contracts							
Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
CNH	1,055,000	USD	149,387	06/01/2020	Barclays	2,159	-
CNH	683,000	USD	96,934	06/01/2020	BNY Mellon	1,176	-
Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts						3,335	-
AUD Hedged Share Class							
AUD	1,109,077	USD	764,095	17/01/2020	J.P. Morgan	14,480	-
EUR Hedged Share Class							
EUR	6,777,077	USD	7,570,063	17/01/2020	J.P. Morgan	38,550	0.01
JPY Hedged Share Class							
JPY	4,136,549,304	USD	37,846,523	17/01/2020	J.P. Morgan	254,637	0.07
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts						307,667	0.08
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts						311,002	0.08
USD	535,378	CNH	3,775,000	06/01/2020	HSBC	(6,884)	-
Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts						(6,884)	-
EUR Hedged Share Class							
USD	13,371	EUR	11,960	17/01/2020	J.P. Morgan	(56)	-
JPY Hedged Share Class							
USD	1,494,454	JPY	163,300,000	17/01/2020	J.P. Morgan	(9,679)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts						(9,735)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts						(16,619)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts						294,383	0.08

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

損益および純資産変動計算書

2019年12月31日現在

（USD）

債券および転換社債に係る利息（源泉徴収税額控除後）	1,828,356
受取配当金（源泉徴収税額控除後）	6,730,763
銀行預金利息	387,541
スワップ取引	—
収益小計	8,946,660
費用	
運用報酬	789,234
管理手数料	437,550
専門家サービス	109,191
年次税	71,010
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料	112,879
印刷費用	25,062
その他費用	26,793
当座貸越利息 *	—
スワップ取引	—
費用小計	1,571,719
費用の払戻し	64,384
投資純利益 / (損失) (a)	7,439,325
実現純利益 / (損失)	
投資有価証券の売却取引	32,755,637
金融先物取引	—
スワップ取引	—
為替取引	275,767
当期実現純利益 / (損失) (b)	33,031,404
未実現評価利益 / (損失)の増減	
投資有価証券	96,398,766
スワップ取引	—
金融先物取引	—
為替取引	(1,939,197)
当期末実現評価利益 / (損失)の増減 (c)	94,459,569
当期損益 (a+b+c)	134,930,298
配当金の分配	(73,326)
当期投資証券の差引増減額	(413,027,595)
期首純資産総額	663,798,992
期末純資産総額	385,628,369

*主に中央銀行が実施するマイナス金利政策によるものです。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」および「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の投資対象である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限

定）」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものであります。これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド（「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）は、三菱UFJ国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日（2007年9月26日）より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は2019年7月23日から2020年7月22日までとなっております。ただし、同マザーファンド（「日本短期債券マザーファンド」）は当該監査の対象ではありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

（有価証券明細表）

（2020年7月22日現在）

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額	
						単価 (円)	評価金額(円)
日本	第135回利付国債(5年)	0.1	2023/3/20	国債証券	20,000	100.664	20,132,800
日本	第138回利付国債(5年)	0.1	2023/12/20	国債証券	10,000	100.871	10,087,100
日本	第143回利付国債(5年)	0.1	2025/3/20	国債証券	30,000	101.075	30,322,500
日本	第342回利付国債(10年)	0.1	2026/3/20	国債証券	70,000	101.308	70,915,600
日本	第48回韓国産業銀行円貨債券(2018)	0.23	2021/9/3	特殊債券	100,000	100.024	100,024,000
日本	第6回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債(2020)	0.224	2023/2/13	社債券	100,000	99.397	99,397,000
日本	第17回シティグループ・インク 円貨社債(2005)	2.04	2020/9/16	社債券	100,000	100.257	100,257,000
日本	第8回ケーティー円貨社債(2018)	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	99.947	99,947,000
日本	第15回Zホールディングス(社債間限定同順位特約付)	0.35	2023/6/9	社債券	100,000	99.988	99,988,000
日本	第18回日立製作所(社債間限定同順位特約付)	0.06	2023/3/10	社債券	100,000	99.894	99,894,000
日本	第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	0.29	2024/8/2	社債券	100,000	98.959	98,959,000
日本	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	100.718	100,718,000
日本	第23回三井住友銀行(劣後特約付)	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	100.598	100,598,000
日本	第19回みずほ銀行(劣後特約付)	1.67	2022/2/24	社債券	100,000	102.25	102,250,000
日本	第22回芙蓉総合リース(社債間限定同順位特約付)	0.04	2022/10/28	社債券	100,000	99.595	99,595,000
日本	第16回東京センチュリーリース(社債間限定同順位特約付)	0.2	2021/4/14	社債券	100,000	100.003	100,003,000

日本	第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	99.965	99,965,000
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.025	100,025,000
日本	第74回三菱UFJリース（社債間限定同順位特約付）	0.09	2023/1/23	社債券	100,000	99.815	99,815,000
合 計					1,630,000		1,632,893,000

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）

2020年10月30日現在

資産総額	1,751,051,055円
負債総額	15,380,421円
純資産総額（ - ）	1,735,670,634円
発行済口数	1,458,823,010口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1898円

キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）

2020年10月30日現在

資産総額	15,693,291,622円
負債総額	82,614,146円
純資産総額（ - ）	15,610,677,476円
発行済口数	13,092,146,796口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1924円

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2020年10月30日現在

資産総額	2,718,124,978円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	2,718,124,978円
発行済口数	2,148,028,334口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2654円

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2020年10月30日現在

資産総額	15,643,263,987円
負債総額	29,000,000円
純資産総額（ - ）	15,614,263,987円
発行済口数	12,319,422,859口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2675円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2020年7月22日現在

資産総額	136,094,371円
負債総額	110,068円
純資産総額（ - ）	135,984,303円
発行済口数	129,286,925口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0518円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の帰属と受益証券の不発行

各ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め各ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、各ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（2）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等
該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年10月30日現在）

資本金の額	4 億5,000万円
発行可能株式総数	7 万5,000株
発行済株式総数	5 万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減
 該当事項はありません。

（2）会社の機構（2020年10月30日現在）

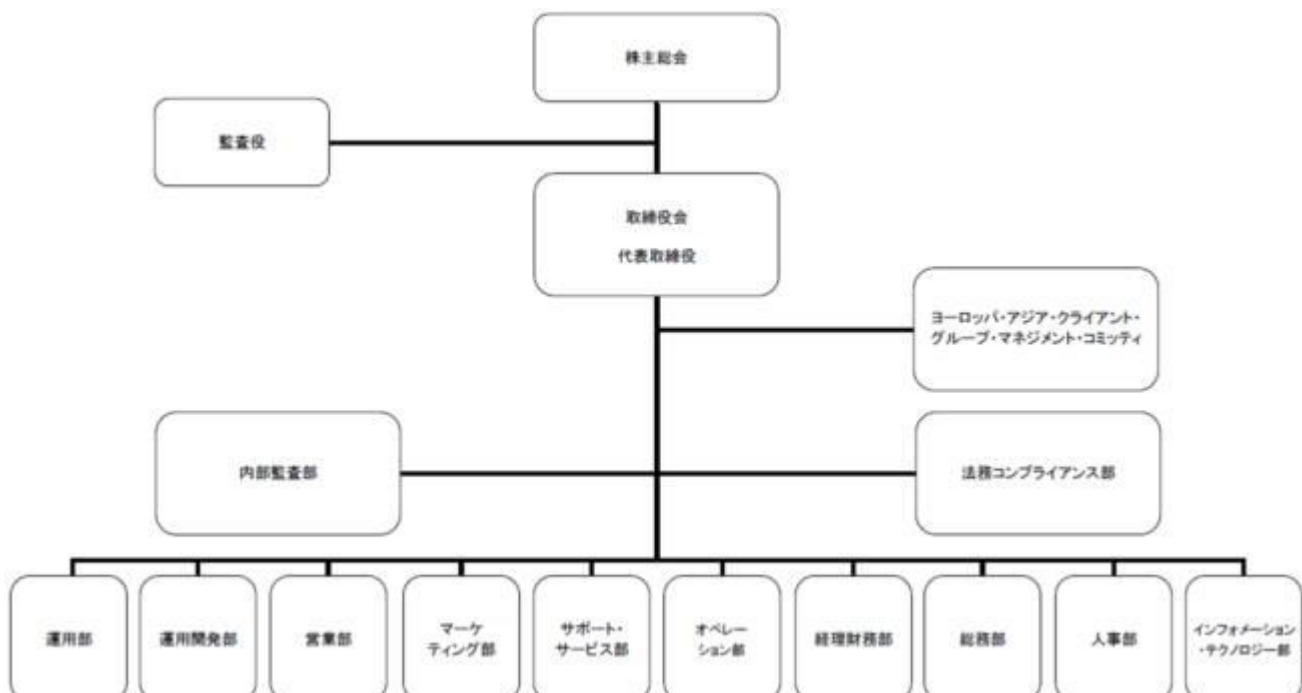
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年10月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	355,311
合計	29	355,311

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2019年7月1日 至2020年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年6月30日現在)		当事業年度 (2020年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
・流動資産					
1.現金・預金			3,337,395		3,890,164
2.前払費用			47,465		47,514
3.未収入金	*2		706,625		672,368
4.未収委託者報酬			1,109,782		1,050,938

5.未収運用受託報酬			313,553		298,524
6.立替金			5,699		5,129
流動資産計			5,520,521		5,964,639
固定資産					
1.有形固定資産			96,031		104,659
建物	*1	4,836		7,811	
器具備品	*1	91,195		96,848	
2.無形固定資産			1,358		472
ソフトウェア		1,358		472	
3.投資その他の資産			489,777		516,524
(1)投資有価証券		100		100	
(2)保険積立金		11,637		12,187	
(3)長期差入保証金		275,361		273,832	
(4)繰延税金資産		202,678		230,405	
固定資産計			587,167		621,656
資産合計			6,107,689		6,586,296
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			27,236		26,243
2.未払金			1,250,500		1,163,049
(1)未払手数料		675,208		627,877	
(2)その他未払金	*2	575,291		535,171	
3.未払費用			89,765		89,982
4.未払法人税等			66,839		75,274
5.未払消費税等			28,660		78,265
6.賞与引当金			131,201		144,570
7.役員賞与引当金			1,087		-
流動負債計			1,595,290		1,577,386
固定負債					
1.退職給付引当金			1,398,224		1,534,348
2.資産除去債務			250,662		254,260
固定負債計			1,648,886		1,788,609
負債合計			3,244,177		3,365,995
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			1,830,775		2,187,563
その他利益剰余金		1,830,775		2,187,563	
繰越利益剰余金		1,830,775		2,187,563	
株主資本計			2,863,511		3,220,300
純資産合計			2,863,511		3,220,300
負債・純資産合計			6,107,689		6,586,296

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 （自2018年7月1日 至2019年6月30日）		当事業年度 （自2019年7月1日 至2020年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
.営業収益					
1. 委託者報酬			4,365,216		3,581,405
2. 運用受託報酬			1,786,160		1,889,452
3. その他営業収益	*1*2		5,911,077		5,134,824
営業収益計			12,062,454		10,605,681
.営業費用					
1. 支払手数料	*1*2		7,886,316		6,791,025
2. 広告宣伝費			89,348		91,222
3. 調査費			253,881		326,245
4. 営業雑経費			39,873		37,722
(1)通信費		18,541		16,170	
(2)印刷費		9,981		10,712	
(3)協会費		11,349		10,839	
営業費用計			8,269,419		7,246,215
.一般管理費					
1. 給料			1,977,924		1,721,079
(1)役員報酬		57,091		135,359	
(2)給料・手当		1,022,438		986,805	
(3)賞与		766,106		454,344	
(4)賞与引当金繰入額		131,201		144,570	
(5)役員賞与引当金繰入額		1,087		-	
2. 交際費			19,713		16,399
3. 寄付金			7,335		6,988
4. 旅費交通費			109,021		81,688
5. 租税公課			41,091		40,632
6. 不動産賃借料			343,281		355,264
7. 退職給付費用			235,235		184,312
8. 固定資産減価償却費			21,896		23,943
9. 器具備品賃借料			8,008		9,467
10. 消耗品費			17,264		16,491
11. 事務委託費			55,522		48,519
12. 採用費			17,024		46,636
13. 福利厚生費			238,182		211,784
14. 共通発生経費負担額			202,906		166,628
15. 諸経費			8,122		7,553
一般管理費計			3,302,532		2,937,389
営業利益			490,501		422,076
.営業外収益					
1. 有価証券売却益			11		-
2. 受取利息及び配当金			4,423		4,411
3. 為替差益			-		3,059
4. 雑収入			105		243

営業外収益計			4,540		7,714
・営業外費用					
1.為替差損			1,617		-
2.固定資産除却損			204		398
営業外費用計			1,822		398
経常利益			493,220		429,393
税引前当期純利益			493,220		429,393
法人税、住民税及び事業税			85,578		100,331
法人税等調整額			11,250		27,726
当期純利益			396,391		356,788

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120
当期変動額							
当期純利益				396,391	396,391	396,391	396,391
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	-	-	-	396,391	396,391	396,391	396,391
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511

当事業年度（自2019年7月1日 至2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511
当期変動額							
当期純利益				356,788	356,788	356,788	356,788
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	-	-	-	356,788	356,788	356,788	356,788
当期末残高	450,000	582,736	582,736	2,187,563	2,187,563	3,220,300	3,220,300

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品に適用されます。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年6月30日現在)	当事業年度 (2020年6月30日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27千円 器具備品 59,910千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 351千円 器具備品 72,330千円
*2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 706,625千円 その他未払金 524,266千円	*2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 672,368千円 その他未払金 516,704千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)
*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 5,911,077千円 支払手数料 4,861,650千円	*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 5,134,824千円 支払手数料 4,321,653千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)					当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	株式 の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)
普通 株式	56,400	-	-	56,400	普通 株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)																		
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 <table><tr><td>1年以内</td><td>329,780</td><td>千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,099,269</td><td>千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,429,049</td><td>千円</td></tr></table>	1年以内	329,780	千円	1年超	1,099,269	千円	合計	1,429,049	千円	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 <table><tr><td>1年以内</td><td>329,780</td><td>千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>769,488</td><td>千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,099,268</td><td>千円</td></tr></table>	1年以内	329,780	千円	1年超	769,488	千円	合計	1,099,268	千円
1年以内	329,780	千円																	
1年超	1,099,269	千円																	
合計	1,429,049	千円																	
1年以内	329,780	千円																	
1年超	769,488	千円																	
合計	1,099,268	千円																	

[金融商品関係]

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)
-----------------------------------	-----------------------------------

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内にて管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内にて管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	275,361	279,732	4,371

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の貸借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	273,832	275,262	1,430

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2020年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の貸借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

前事業年度 (2019年6月30日現在)				当事業年度 (2020年6月30日現在)			
1. その他有価証券(2019年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1. その他有価証券(2020年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
その他有価 証券（証券 投資信託）	100	100	-	その他有価 証券（証券 投資信託）	100	100	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2019年7月1日 至2020年6月30日) 該当事項はございません。			
種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損の 合計額 (千円)				
その他有価 証券（証券 投資信託）	304	11	-				

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,382,398	千円
退職給付費用	235,235	千円
退職給付の支払額	202,524	千円
確定拠出年金制度への拠出額	16,885	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,398,224</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 235,235千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度16,885千円であります。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,398,224	千円
転籍に伴う受入額	20,873	千円
退職給付費用	184,312	千円
退職給付の支払額	49,371	千円
確定拠出年金制度への拠出額	19,690	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,534,348</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 184,312千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度19,690千円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 (2019年6月30日現在)	当事業年度 (2020年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	402,644	千円
賞与引当金	40,173	千円
資産除去債務	76,509	千円
減損損失	41,786	千円
未払費用	72,550	千円
税務上の繰越欠損金（注2）	1,081,533	千円
繰延税金資産小計	1,715,198	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	1,001,309	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	511,210	千円
評価性引当額小計（注1）	1,512,519	千円
繰延税金資産合計	202,678	千円

（注1）評価性引当額が710,442千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産
1年以内	87,935	7,711	80,224
1年超 2年以内	433,651	433,651	-
2年超 3年以内	307,070	307,070	-
3年超 4年以内	252,876	252,876	-
4年超 5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	1,081,533	1,001,309	(b) 80,224

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金1,081,533千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産80,224千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2011年6月期に税引前当期純損失を354,592千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	446,269	千円
賞与引当金	44,267	千円
資産除去債務	77,610	千円
減損損失	33,482	千円
未払費用	74,338	千円
税務上の繰越欠損金（注2）	986,951	千円
繰延税金資産小計	1,662,920	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	883,455	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	549,060	千円
評価性引当額小計（注1）	1,432,515	千円
繰延税金資産合計	230,405	千円

（注1）評価性引当額が80,004千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産
1年以内	427,005	323,509	103,496
1年超 2年以内	307,070	307,070	-
2年超 3年以内	252,876	252,876	-
3年超 4年以内	-	-	-
4年超 5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	986,951	883,455	(b) 103,496

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金986,951千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産103,496千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2012年6月期に税引前当期純損失を2,358,025千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	30.6	法定実効税率 (調整)	30.6
評価性引当額	144.0	評価性引当額	18.6
永久に損金及び益金に算入されない項目	1.9	永久に損金及び益金に算入されない項目	4.5
住民税均等割	0.5	住民税均等割	0.5
期限切れの税務上の繰越欠損金	130.8	その他	0.1
その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7		

[資産除去債務関係]

前事業年度 (2019年6月30日現在)	当事業年度 (2020年6月30日現在)												
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>247,065千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>250,662千円</td></tr> </table>	期首残高	247,065千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	250,662千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>250,662千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>254,260千円</td></tr> </table>	期首残高	250,662千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	254,260千円
期首残高	247,065千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	250,662千円												
期首残高	250,662千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	254,260千円												

[セグメント情報等]

前事業年度 (2019年6月30日現在)	当事業年度 (2020年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>6,008,629千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>5,911,077千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>142,748千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,062,454千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>5,911,077千円</td></tr> </table>	日本	6,008,629千円	米国	5,911,077千円	その他	142,748千円	合計	12,062,454千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円	(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>5,362,685千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>5,134,824千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>108,172千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,605,681千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>5,134,824千円</td></tr> </table>	日本	5,362,685千円	米国	5,134,824千円	その他	108,172千円	合計	10,605,681千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,134,824千円
日本	6,008,629千円																								
米国	5,911,077千円																								
その他	142,748千円																								
合計	12,062,454千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円																								
日本	5,362,685千円																								
米国	5,134,824千円																								
その他	108,172千円																								
合計	10,605,681千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,134,824千円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	5,911,077	未収入金	706,625

社	ンパニー （以下 「CRMC社」 という。）	ニア州 ロサン ゼルス	12,500	業	間接 100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 （市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど）	4,861,650	その 他 未払 金	319,635
親 会 社	キャピタ ル・グルー プ・カンパ ニーズ・イ ンク （以下「CGC 社」とい う。）	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州 ロサン ゼルス	(千米ドル) 5,180	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	202,906	その 他 未払 金	204,631

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内 容	議決権 等の所有(被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・マネ ジメント・ カンパニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファ ンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1,289,727	未払 手数 料	193,066
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・イン ク（東京）	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	849,408	その 他 未払 金	47,993

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2019年7月1日 至2020年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	5,134,824	未収入金	672,368
							支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	4,321,653	その他未払金	301,664
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,072	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	166,628	その他未払金	215,040

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1,149,203	未払 手数 料	196,511
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	466,325	その 他 未払 金	13,541

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)		当事業年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)	
1株当たり純資産額	50,771.48円	1株当たり純資産額	57,097.52円
1株当たり当期純利益金額	7,028.22円	1株当たり当期純利益金額	6,326.03円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	396,391千円	当期純利益	356,788千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	396,391千円	普通株式に係る当期純利益	356,788千円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。
- (3) 事業譲渡および事業譲受
2008年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額：324,279百万円（2020年３月31日現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) 販売会社
名称：みずほ証券株式会社
資本金の額：125,167百万円（2020年３月31日現在）
事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（2020年３月31日現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：各ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2) 販売会社：各ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、各ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。
- (2) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
- (4) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (5) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (6) 目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年9月18日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

水 野 龍 也

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）の2019年9月21日から2020年9月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドAコース（米ドル売り円買い）の2020年9月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の2019年9月21日から2020年9月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）の2020年9月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。